'99年報

Northern Regions Center(NRC)
社団法人北方圏センター

Northern Regions Foundation(NRF)
財団法人北方圏交流基金

'99年報

Northern Regions Center (NRC)
社団法人 北方圏センター

Northern Regions Foundation (NRF)
財団法人 北方圏交流基金

CONTENTS

社団法人　北方圏センター

■これまでの歩み ―― 1
■組織図 ―― 2
■役員等 ―― 3
■施設 ―― 4
■会計・平成11年度一般会計収支予算 ―― 6
・平成10年度一般会計収支決算 ―― 8
・平成11年度特別会計収支予算 ―― 10
・平成10年度特別会計収支決算 ―― 11
◆事業部 ―― 12
◆調査研究部 ―― 16
◆出版部 ―― 20
◆国際協力部 ―― 22
◆交流部 ―― 26
■北方圏センターへのVisitors ―― 29
■定款 ―― 30

（資料編）

○北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧 ―― 34
○道内名誉領事館 ―― 36
○在日大使館（北方圏関係諸国）／在道外国公館／北海道内の国際交流・国際協力団体を紹介している文献一覧 ―― 37

財団法人　北方圏交流基金

■概要（設立／趣旨／事業／財源／組織） ―― 38
■役員等 ―― 39
■会計・平成11年度収支予算 ―― 40
・平成10年度収支決算 ―― 41
■平成10年度事業実績（基金助成状況） ―― 42
■寄付行為 ―― 45

これまでの歩み

昭和46年４月、北海道の長期的な指針である「第三期北海道総合開発計画（10カ年）」＜以下「三期計画」＞に、初めて『**北方圏構想**』が登場した。この北からの発想は、北海道を世界の北海道としてとらえ、既成の価値観や枠組みにとらわれることなく、斬新な展開をして北海道の国際化を推進しようとするものだった。

この北方圏構想が始動した当時は、その言葉自体が耳新しいものであったうえ、「北方圏」とはいったい何を意味するのか、どの国を指すのか、など道民には馴染みがなく、北方圏構想の第一歩はまずその啓蒙や普及から始まった。

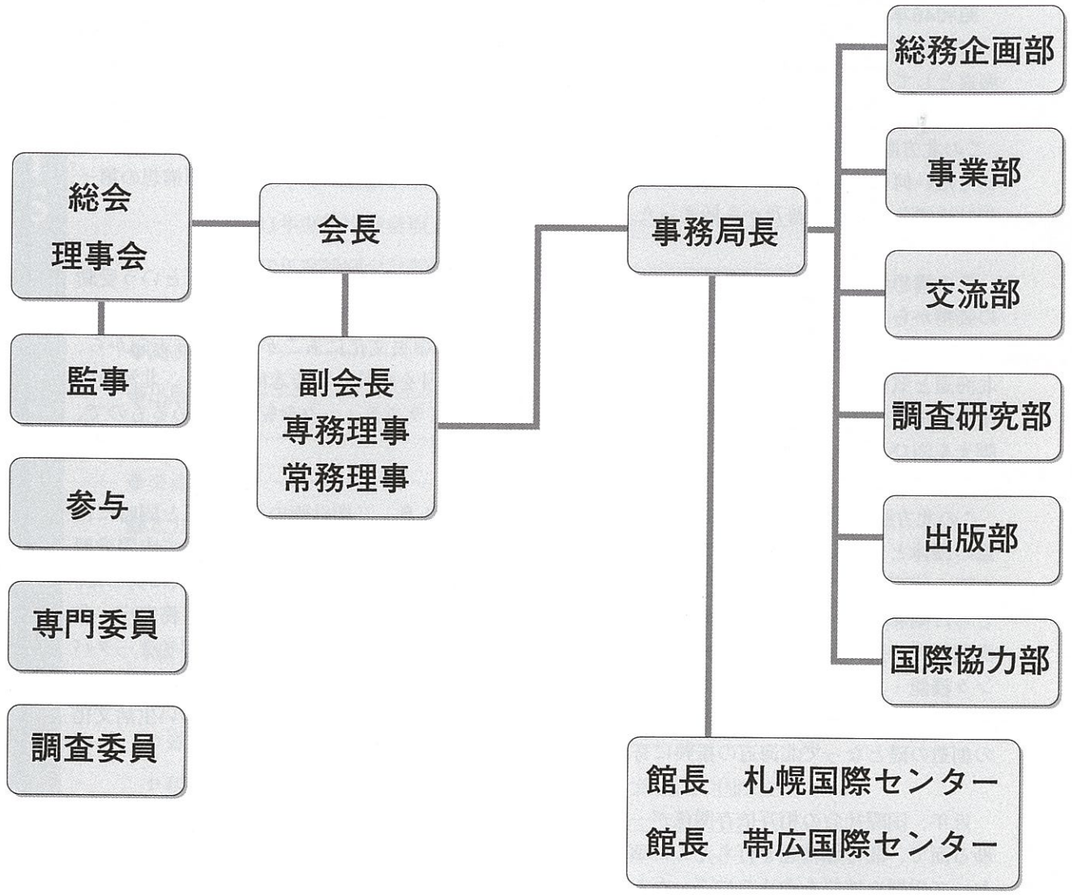
この構想の基本は、積雪寒冷というハンディキャップを宿命とあきらめ、我慢するという受動の姿勢から、もっと前向きに北海道を見直し、北国らしいアイデンティティを確立することにある。つまり、道民の意識のなかにこびりついた本州文化、中央文化にあこがれる南方志向から、北海道と気候、風土の似た、高い文化を持つ北方圏諸国に目を向ける北方志向に転じ、北海道の産業経済や生活、文化を見直をしてみようという、発想のドラスティックな転換を求めるもので、脚光を浴びた。

この北方圏構想の民間の推進母体となったのが**昭和46年４月**、三期計画のスタートと同時に任意の団体として発足した**「北方圏調査会」**。さらに、昭和47年１月には社団法人として内閣総理大臣の認可を受け、同51年11月「北方圏情報センター」を併設、構想の普及と交流拡大に努めた。さらに**昭和53年４月**、同調査会を発展的に改組し**「社団法人・北方圏センター」**（主務官庁・北海道開発庁）としてスタートした。以来、北方圏交流を旗印にしてシンクタンク機能・データバンク機能・エクスチェンジ機能を持ち、北海道の先駆的な国際交流団体として多彩な活動を展開してきた。これらの諸活動は、単なる友好親善にとどまらず、本道の町づくりや新しい生活文化の創造の礎となって北海道の振興に寄与してきている。

近年、国際社会の相互依存関係が一層緊密化する中で、産業や経済はもとより地域社会のあらゆる面で、北方圏構想を打ちだした頃とは国際環境が著しく変貌している。とりわけ国際社会において重要な地位を占めるに至ったわが国に対する諸外国の期待は一層高まり、開発途上国などからの国際協力に関する要請が増大してきた。そうした中で、北海道はわが国の中では北米、欧州諸国ともっとも近い地域にあるばかりでなく、現在、発展の著しいアジア・太平洋地域を結ぶかなめにも位置していることから、これまでの北方圏交流を基軸として、北方圏以外の諸国と交流を展開する必要性に迫られ、平成７年６月に定款の一部を変更し、南米や東南アジアへの青年・婦人派遣、同地域からの青年受け入れを行うなど、事業の拡充強化を図っている。

また、**平成８年４月**、国際協力事業団（ＪＩＣＡ）が北海道産業の特色を生かして、開発途上国への技術協力を積極的に進めるために設置した**「北海道国際センター」**の運営管理を受託するとともに、北方圏センター独自でも開発途上国から研修員を受け入れるなど、国際協力の分野でも貢献に務めている。また、**同10年３月**、自治省から**「地域国際化協会」**の認定を受けたのを契機に国際情報拠点としての機能や、国際交流・国際協力の機能の拡充、強化に努め、北海道の中核的な国際交流団体としての役割を果たすべく、民間団体の活性化に向けた必要な事業や支援活動を展開している。

組織図



参　　与	北方圏センターの運営に関して、求めに応じて随時意見を述べる。
専門委員	北方圏センターの事業運営について、積極的に意見を寄せるほか、求めに応じて意見やアドバイスを述べる。
調査委員	北方圏に関する調査研究を分担する。

役員等

会　　長

戸田一夫　北海道電力会長

副会長

泉　誠二　北海道電力社長
斎藤　明　毎日新聞社社長
坂野上明　北海道新聞社会長
佐々木隆人　北海道町村会会長

副会長兼専務理事

土居博昭　北方圏交流基金専務理事

理　　事

阿部三恵　北海道国際女性協会会長
荒井保明　日本青年会議所北海道地区協議会会長
伊坂重孝　札幌テレビ放送会長
岡部三男　北海道経済連合会専務理事
川畑勝宣　毎日新聞社北海道支社長
久谷與四郎　前読売新聞社北海道支社長
光地勇一　北海道商工会議所連合会常務理事
薩　一夫　北海道観光連盟会長
柴田四朗　北海道アラスカ協会会長
杉本　拓　北海道スウェーデン協会会長
関　清秀　北海道大学名誉教授
高橋　茂　北海道体育協会専務理事

監　　事

佐々木正丞　北海道瓦斯社長
吉野次郎　札幌銀行頭取

顧問

小野　薫　北海道開発局長
堀　達也　北海道知事
湯佐利夫　北海道議会議長
桂　信雄　北海道市長会会長
伊藤義郎　北海道商工会議所連合会会頭
堂垣内尚弘　北海道体育協会会長
中野友雄　在札幌ドイツ連邦共和国名誉領事
佐藤　貢　北海道デンマーク会会長
武井正直　北洋銀行頭取
中田和子　北海道女性団体連絡協議会会長
長沼憲彦　北海道市長会理事
藤田恒郎　北海道銀行頭取

常務理事

齋藤靖士　北方圏交流基金常務理事

高橋松吉　北海道ノルウェー協会会長
滝井禧夫　北海道テレビ放送会長
滝沢靖六　札幌貿易協会副会長
武田圭策　北海道文化放送会長
辻井達一　北星学園大学教授
手取貞夫　スウェーデン交流センター理事長
深谷勝清　北海道放送社長
藤本　坦　朝日新聞社北海道支社長
堀内信太郎　前日本放送協会札幌放送局長
堀北朋雄　日本国際連合協会北海道本部常務理事
森本正夫　北海学園理事長
矢野征男　ホクレン農業協同組合連合会代表理事・副会長

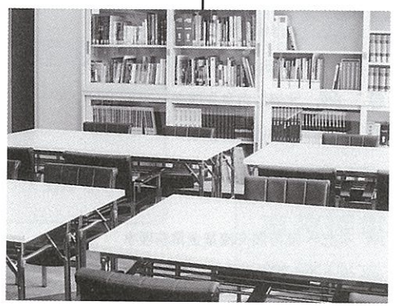
専門委員

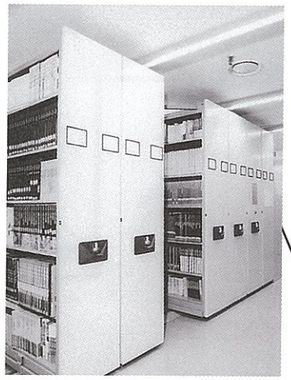
委嘱者（委嘱：平成９年10月）

明石智恵子　PMFボランティア「ハーモニー」コーディネーター
荒井信雄　(社)北海道地域総合研究所理事長
伊藤隆一　道都大学教授
氏家幸演　アオイ環境(株)会長
亀石和代　恵庭市女性団体連絡協議会会長
川崎一彦　北海道東海大学教授
川村喜芳　北海道町村会常務理事
倉増充啓　北の企画室室長
小林英嗣　北海道大学教授
佐々木晴美　(社)北海道開発技術センター副会長兼専務理事
高橋揆一郎　作家
丸山真智子　(株)スズケン ウェルネス事業部副部長

施　設

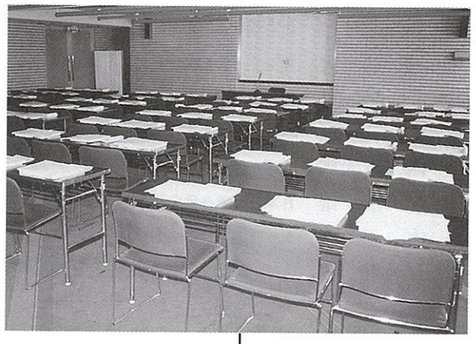
北方圏センターは、国際会議場をはじめ次のような施設を整えており、各種の会議、会合等に利用されている。また、図書資料室、資料閲覧室も広く活用されている。ラウンジは北方圏センター会員の交流の場として、また、レストランは一般に開放されており、会議室やレストランではレセプションもできるようになっている。





□図書資料／資料閲覧室

6基の電動書架と3基の資料戸棚に、北方圏に関する図書・資料、パンフレット、フォト類、視聴覚資料を収蔵している。資料閲覧席は16席。

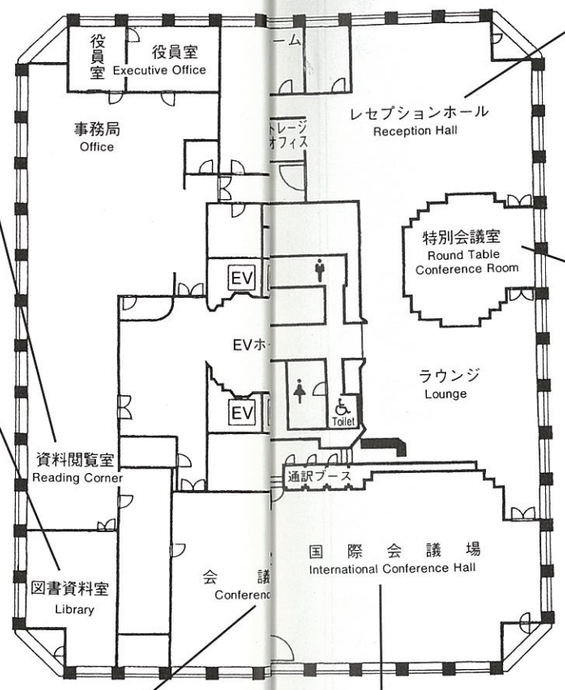


□会議室（96席）

壁は道産白れんが。

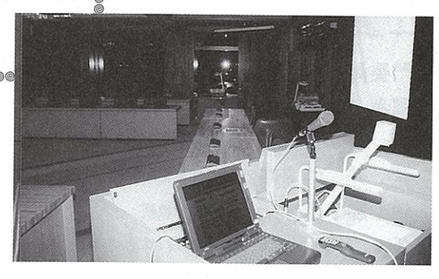
映写装置（ビデオプロジェクター、16ミリ、スライド、OHP）完備。また、録音もできる。

100～200名の立食レセプションも可能。



マルチメディア対応　会議室にはパソコンの画面を投影するビデオプロジェクターや写真等をそのまま映し出せるマルチメディアプレゼンター等、様々な映像機器を備え付けている。

またインターネット回線にも接続が可能。



白レンガ　北海道で、北方圏センター初使用。「北方圏」を象徴する白だが、黄色がかっているので、むしろ、ぬくもりを感ずる。原料は、60％が長石、陶石、ろう石で、40％が陶土。焼成熱度は、電気炉で摂氏1,350度。

□レセプションホール　レストラン・プリンス　17卓70席。立席で100～130名のレセプションもできる。ほかに個室3室（レセプションルーム）



オープン：昭和54.1.25

国際会議場（41～72席）	235m²
通訳ブース・クローク	21
会議室	144
特別会議室（16～22席）	73
ラウンジ（20席）	150
資料閲覧室	41
図書資料室	52
機器調整室	14
映写室	17
レセプションホール（70席）	190
レセプションルーム（3室）	64
厨房	122
エレベーターホール	79
役員室	47
事務局	231
その他	254
計	1,734

札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館12階）



□特別会議室（16席とオブザーバー用6席）

青緑丹銅板製の大ドアで、ラウンジにもレストランにも通ずる。雪の結晶型（8角形）のデラックスルーム。白クロス張りの壁と天井で落ち着いた雰囲気。直径4メートルの円形テーブルは、道産カラマツの木口集成材製品。

□ラウンジ

壁は、道産白れんが。横積みの面に、割って焼成熱度の浸透差による色の濃淡が見えるれんがを、モザイク風に飾り込んである。



□国際会議場（41席とオブザーバー用椅子31席）

ドアと壁は青緑丹銅板製、天井は赤クロス張り。馬蹄形のテーブルは、道産ナラの集成材。窓には電動ブラインドが装置されている。

6ケ国同時通訳装置、モニターTV、ビデオプロジェクター、録音装置完備。

※カッコ内は法人会員料金

施設名	時間帯料金表（税込）			
	A 9～12時	B 13～17時	C 18～20時	D 9～20時
国際会議場	円 36,000 (25,200)	円 48,000 (33,600)	円 42,000 (28,800)	円 120,000 (84,000)
特別会議室	18,000 (12,000)	21,600 (14,400)	19,200 (13,200)	54,000 (36,000)
会議室	28,800 (19,200)	36,000 (25,200)	31,200 (21,600)	90,000 (60,000)

※ビデオプロジェクター、OHP等備品については、別途有料にて貸し出し。

社団法人 北方圏センター

平成11年度:一般会計収支予算

(収入の部)　　(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
会費収入	43,000,000	45,000,000	△ 2,000,000	法人・個人会員
補助金収入	211,373,000	221,566,000	△ 10,193,000	
北海道補助金	208,673,000	221,566,000	△ 12,893,000	運営事業費
その他補助金	2,700,000	0	2,700,000	自治体国際化協会
負担金収入	19,220,000	19,343,000	△ 123,000	ﾚｾﾌﾟｼｮﾝﾎｰﾙ施設管理負担金 青年・婦人海外派遣参加者負担金
施設利用料収入	11,000,000	12,000,000	△ 1,000,000	会議室利用料等
事業収入	147,838,000	75,097,000	72,741,000	
調査研究収入	19,300,000	19,470,000	△ 170,000	調査研究受託(5件)
北方圏誌収入	8,614,000	8,003,000	611,000	北方圏誌広告料、北方圏誌頒布代金
北方圏交流研修収入	14,615,000	21,550,000	△ 6,935,000	外国研修生受入事業受託(2件)
海外研修員受入事業収入	72,597,000	0	72,597,000	海外技術研修員受入事業受託(2件)
自治体職員受入事業収入	0	4,699,000	△ 4,699,000	
地元施設利用料収入	22,191,000	21,375,000	816,000	
国際ｾﾝﾀｰ情報整備事業収入	10,521,000	0	10,521,000	国際センター図書資料室運営受託
積立金取崩収入	2,954,000	2,954,000	0	
雑収入	1,080,000	1,080,000	0	預金利子等
当期収入合計(A)	436,465,000	377,040,000	59,425,000	
前期繰越収支差額	10,764,228	9,969,167	795,061	
収入合計(B)	447,229,228	387,009,167	60,220,061	

(支出の部)　　(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
管理費	147,642,000	142,066,000	5,576,000	
人件費	102,925,000	96,362,000	6,563,000	常勤役員報酬、職員給与、福利厚生費
事務費	15,349,000	12,426,000	2,923,000	通信運搬費等
総会等費	3,077,000	0	3,077,000	定例会開催、広報事業費
施設管理費	23,588,000	30,575,000	△ 6,987,000	施設改修費、光熱費等
積立金	2,703,000	2,703,000	0	退職給与引当金等
事業費	298,048,000	243,285,000	54,763,000	
情報収集提供事業費	2,561,000	0	2,561,000	情報収集整備費
普及費	0	1,345,000	△ 1,345,000	
広報費	0	310,000	△ 310,000	
資料整備費	0	4,332,000	△ 4,332,000	
調査研究費	17,575,000	18,741,000	△ 1,166,000	受託調査(5件)、調査研究費
北方圏誌費	15,003,000	16,297,000	△ 1,294,000	北方圏誌発行費、送付費用
出版費	1,310,000	1,310,000	0	年報発行費
講演会等費	4,480,000	1,502,000	2,978,000	ｾﾐﾅｰ等開催費
交流費	51,484,000	49,415,000	2,069,000	青年・婦人海外派遣・受入事業 国際交流事業主催・共催費
20周年記念事業費	0	6,209,000	△ 6,209,000	
北方圏交流研修費	12,798,000	18,732,000	△ 5,934,000	外国研修生受入事業(2件)
国際ｾﾝﾀｰ利用促進費	114,467,000	113,578,000	889,000	国際ｾﾝﾀｰ利用促進のための施設借上料
国際協力推進費	6,523,000	6,815,000	△ 292,000	国際協力情報収集・提供事業 国際理解促進事業 国際センター図書資料室運営事業
海外研修員受入事業費	71,847,000	0	71,847,000	海外技術研修員受入(2件)
自治体職員受入事業費	0	4,699,000	△ 4,699,000	
予備費	1,539,228	1,658,167	△ 118,939	
当期支出合計(C)	447,229,228	387,009,167	60,220,061	
当期収支差額(A-C)	△ 10,764,228	△ 9,969,167	△ 795,061	
次期繰越収支差額(B-C)	0	0	0	

社団法人 北方圏センター

平成10年度:一般会計収支決算

(収入の部)　　(単位:円)

科　目	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	決算額	増　減	摘　要
会費収入	45,000,000	0	45,000,000	43,289,214	1,710,786	
補助金収入	221,566,000	0	221,566,000	180,060,771	41,505,229	
北海道補助金	221,566,000	0	221,566,000	180,060,771	41,505,229	
その他補助金	0	0	0	0	0	
負担金収入	19,343,000	58,000	19,401,000	18,816,263	584,737	ﾚｾﾌﾟｼｮﾝﾎｰﾙ施設管理負担金 青年･婦人海外派遣参加者負担金
施設利用料収入	12,000,000	0	12,000,000	10,748,800	1,251,200	会議室利用料等
事業収入	75,097,000	5,279,000	80,376,000	80,616,044	△ 240,044	
調査研究収入	19,470,000	3,870,000	23,340,000	21,960,938	1,379,062	調査研究受託(6件)
北方圏誌収入	8,003,000	0	8,003,000	8,015,555	△ 12,555	北方圏誌広告料､北方圏誌頒布代金
北方圏交流研修収入	21,550,000	1,409,000	22,959,000	16,177,897	6,781,103	海外研修生受入(3件)
自治体職員受入事業収入	4,699,000	0	4,699,000	4,534,346	164,654	北海道受託(1件)
地元施設利用料収入	21,375,000	0	21,375,000	29,927,308	△8,552,308	
積立金取崩収入	2,954,000	0	2,954,000	2,954,000	0	
雑収入	1,080,000	0	1,080,000	1,458,175	△ 378,175	預金利子､手数料等
当期収入合計(A)	377,040,000	5,337,000	382,377,000	337,943,267	44,433,733	
前期繰越収支差額	9,969,167	0	9,969,167	9,969,167	0	
収入合計(B)	387,009,167	5,337,000	392,346,167	347,912,434	44,433,733	

(支出の部)　　(単位:円)

科　目	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	決算額	増　減	摘　要
管理費	142,066,000	0	142,066,000	138,277,119	3,788,881	
人件費	96,362,000	0	96,362,000	91,648,336	4,713,664	常勤役員報酬､職員給与､福利厚生等
事務費	12,426,000	0	12,426,000	11,092,325	1,333,675	通信運搬費等
施設管理費	30,575,000	0	30,575,000	27,833,458	2,741,542	施設改修費､光熱費等
積立金	2,703,000	0	2,703,000	7,703,000	△ 5,000,000	退職給与引当金､施設整備積立金
事業費	243,285,000	5,337,000	248,622,000	198,871,087	49,750,913	
普及費	1,345,000	0	1,345,000	564,622	780,378	交流団体会議
広報費	310,000	0	310,000	31,418	278,582	贈呈品購入費
資料整備費	4,332,000	0	4,332,000	2,905,510	1,426,490	図書資料費等
調査研究費	18,741,000	3,870,000	22,611,000	21,464,049	1,146,951	受託調査(6件)報告書印刷費等
北方圏誌費	16,297,000	0	16,297,000	14,831,605	1,465,395	北方圏誌発行費､送付費用
出版費	1,310,000	0	1,310,000	1,062,939	247,061	年報発行費
講演会等費	1,502,000	58,000	1,560,000	1,725,717	△ 165,717	ｾﾐﾅｰ等開催費
交流費	49,415,000	0	49,415,000	44,073,978	5,341,022	青年海外派遣事業 国際交流事業主催・共催費
20周年記念事業費	6,209,000	0	6,209,000	6,825,788	△ 616,788	レセプション､シンポジウム
北方圏交流研修費	18,732,000	1,409,000	20,141,000	12,047,807	8,093,193	海外研修生受入(3件)
国際ｾﾝﾀｰ利用促進費	113,578,000	0	113,578,000	81,988,308	31,589,692	国際ｾﾝﾀｰ利用促進のための施設借上料
国際協力推進費	6,815,000	0	6,815,000	6,815,000	0	国際協力情報収集･提供事業 国際理解促進事業
自治体職員受入事業費	4,699,000	0	4,699,000	4,534,346	164,654	北海道受託(1件)
予備費	1,658,167	0	1,658,167	0	1,658,167	
当期支出合計(C)	387,009,167	5,337,000	392,346,167	337,148,206	55,197,961	
当期収支差額(A-C)	△9,969,167	0	△9,969,167	795,061	△10,764,228	
次期繰越収支差額(B-C)	0	0	0	10,764,228	△10,764,228	

社団法人 北方圏センター

平成11年度:特別会計収支予算

〔収入の部〕 (単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
施設借上料収入	114,467,000	113,578,000	889,000	国際ｾﾝﾀｰ利用促進のための施設借上料
施設利用料収入	157,391,000	156,168,000	1,223,000	国際協力事業団技術研修員宿泊料
負担金収入	30,870,000	31,883,000	△ 1,013,000	国際協力事業団の維持管理費等負担金
研修等収入	191,342,000	146,772,000	44,570,000	
研修事業収入	95,110,000	65,319,000	29,791,000	技術研修業務受託料
研修付帯事業収入	96,232,000	81,453,000	14,779,000	研修付帯業務受託料
当期収入合計(A)	494,070,000	448,401,000	45,669,000	
前期繰越収支差額	9,918,000	0	9,918,000	
収入合計(B)	503,988,000	448,401,000	55,587,000	

〔支出の部〕 (単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
管理費	62,812,000	54,163,000	8,649,000	
人件費	62,812,000	54,163,000	8,649,000	職員給与、福利厚生費等
運営費	314,771,000	309,022,000	5,749,000	
運営管理費	314,771,000	309,022,000	5,749,000	維持管理委託料、光熱水費、事務機器使用料、通信費等
研修費	126,405,000	85,216,000	41,189,000	
研修事業費	79,697,000	48,000,000	31,697,000	技術研修業務実施経費
研修付帯費	46,708,000	37,216,000	9,492,000	ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ、日本語研修、福利厚生業務実施経費
当期支出合計(C)	503,988,000	448,401,000	55,587,000	
当期収支差額(A-C)	△ 9,918,000	0	△ 9,918,000	
次期繰越収支差額(B-C)	0	0	0	

社団法人 北方圏センター

平成10年度:特別会計収支決算

〔収入の部〕 (単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
施設借上料収入	113,578,000	81,988,308	31,589,692	国際ｾﾝﾀｰ利用促進のための施設借上料
施設利用料収入	156,168,000	188,058,176	△ 31,890,176	国際協力事業団技術研修員宿泊料
負担金収入	31,883,000	33,489,980	△ 1,606,980	国際協力事業団の維持管理費等負担金
研修等収入	146,772,000	192,763,117	△ 45,991,117	
研修事業収入	65,319,000	97,751,266	△ 32,432,266	技術研修業務受託料
研修付帯事業収入	81,453,000	95,011,851	△ 13,558,851	研修付帯業務受託料
当期収入合計(A)	448,401,000	496,299,581	△ 47,898,581	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計(B)	448,401,000	496,299,581	△ 47,898,581	

〔支出の部〕 (単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
管理費	54,163,000	54,436,804	△ 273,804	
人件費	54,163,000	54,436,804	△ 273,804	職員給与、福利厚生費等
運営費	309,022,000	308,435,741	586,259	
運営管理費	309,022,000	308,435,741	586,259	維持管理委託料、光熱水費、事務機器使用料、通信費等
研修費	85,216,000	123,509,342	△ 38,293,342	
研修事業費	48,000,000	79,011,478	△ 31,011,478	技術研修業務実施経費
研修付帯費	37,216,000	44,497,864	△ 7,281,864	ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ、日本語研修、福利厚生業務実施経費
当期支出合計(C)	448,401,000	486,381,887	△ 37,980,887	
当期収支差額(A-C)	0	9,917,694	△ 9,917,694	
次期繰越収支差額(B-C)	0	9,917,694	△ 9,917,694	

事業部

事業部は国際会議やセミナー・講演会等の開催、及び各種の交流事業の実施を通じて、北方圏諸国等との交流推進と相互理解を深める活動を中心として、平成10年度は次のとおり事業を開催した。

国際会議

北方圏センター設立20周年記念シンポジウム

北方圏センター設立20周年を記念して「21世紀に向けての北方圏交流の展望」をテーマに、21世紀に向けての相互協力のあり方、産業・経済などの交流とその推進について話し合い、北海道の発展と国際化の一層の推進に寄与することを目的にシンポジウムを開催した(札幌商工会議所と共催)。

基調講演では、堀達也・北海道知事が「北方圏交流の明日に向けて」、戸田一夫・ 北方圏センター会長が「北欧諸国から学ぶ」と題して講演した。続いて開催されたパネルディスカッションでは、柏木榮・北海道新聞社論説主幹をコーディネーターに、パネリストとして北海道の発展や北方圏交流に関わりの深い北欧４カ国から、ヨン・ビョルネビー駐日ノルウェー王国大使、ピーター・ブルックナー駐日デンマーク大使、ボー・ルンドベリィ駐日スウェーデン公使、カウコ・ライティネン駐日フィンランド大使館・参事官を、北海道側から、真田俊一・北海道副知事、滝澤靖六・札幌商工会議所国際貿易委員長を迎え、21世紀に向けての北方圏交流の展望について語り合った。(10月28日・札幌グランドホテル)



第14回北方圏国際シンポジウム「オホーツク海＆流氷」

紋別市、オホーツク海・氷海研究グループと共催して、アメリカ、ロシア等７カ国から30名の海外研究者及び国内の研究者を招いて、海洋及び流氷、氷海に関する国際シンポジウムを開催した。

(２月１日～４日・紋別市)

セミナー・講演会等

国際理解講演会「国際化は身近なところから」

美瑛町（共催：美瑛町教育委員会・美瑛町国際交流友好協会）と深川市（共催：深川市・深川国際交流協会）の２カ所でマリ・クリスティーヌさんを講師に、国際化についての理解を深めるための講演会を開催した。

(２月15日・美瑛町町民センター
２月16日・深川市プラザホテル板倉)



ロシア極東・北海道地域観光セミナー

北海道経済部観光局等と共催し、ロシア極東と北海道の両地域の観光関係者が情報交換、意見交換を行い、地域間の観光交流を一層促進するとともに、友好親善の発展に寄与することを目的にセミナーを開催した。(４月15日・北方圏センター国際会議場)

カナダ・スクール「カナダの近年の発展と挑戦」

北海道カナダ協会と共催して、平成10年１月に着任した駐日カナダ大使レナード・Ｊ・エドワーズ氏を講師に迎え、「カナダの近年の発展と挑戦」と題しての講演会を開催した。

(８月28日・北方圏センター国際会議場)

フィンランド建築セミナー

北海道フィンランド協会と共催して、フインランドの北部ケミ市にあるメリ・ラッピ研究所（ラップランド大学とオウル大学が協同で開設）の研究者４名による「フィンランドにおける現代建築」などを紹介するセミナーを開催した。

(10月26日・北方圏センター国際会議場)

スウェーデン・セミナー「９月総選挙後のスウェーデン政治事情」

(財)スウェーデン交流センターと共催して、元駐日スウェーデン大使（1981年～1986年の５年間を駐日大使として赴任）のグンナール・ロネウス氏を講師に、平成10年９月に行われたスウェーデン総選挙後の政治事情を中心としたセミナーを開催した。

(11月９日・北方圏センター国際会議場)

国際交流定例懇談会

北海道国際婦人協会と共催して新年交礼会、また北海道在住及び来道の外国人をゲストに招き、国際交流定例懇談会を５回開催した。

(奇数月・北方圏センター会議室)

北海道カーリング選手権大会兼アルバータ杯カーリング大会

全道各地から32チーム（男子24、女子８）が参加して開催された第18回北海道カーリング選手権大会兼アルバータ杯カーリング大会を、北海道カーリング協会ほかと共催した。　(２月11～14日・常呂町)

交　流

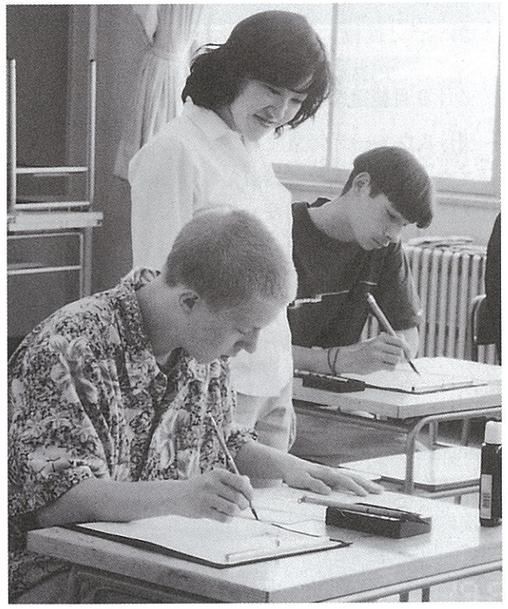
「フィンランド月間」行事

フィンランド・日本《芸術と経済プロジェクト1998》の開催に伴うフィンランド月間札幌実行委員会に参加し、オウル市、ケミ市代表団一行等を迎えてフィンランドの芸術と食文化「芸術と経済の協調」と題した記念シンポジウムやフィンランドフードフェステバルなどを開催した。

（５月14日～６月24日・札幌市）

アラスカ州ジュノー市「青少年親善使節団」受入事業

ジュノー市から日本語を学ぶ高校生らの親善訪問団７名を受け入れ、道内４市町村で交流会、ホームステイ等を実施した。　（６月12日～25日　西興部村、美瑛町、追分町、札幌市）



北方圏センター会員中国派遣

北方圏センター会員親睦交流パーティーで行われた、会員海外招待旅行抽選の当選者２名を、中国北方航空・新千歳～瀋陽定期就航記念ツアー「長江三峡クルーズの旅」に派遣した。

（７月26日～８月２日）

第14回湧別原野オホーツク100kmクロスカントリースキー大会

同実行委員会と共催して、北海道在住外国人(留学生を含む)９名の参加をアレンジし、地域の国際交流事業に協力した。　（２月27日～28日　白滝村、丸瀬布町、遠軽町、上湧別町）



留学生ふれあいトークin北海道会

北海道に学ぶ留学生に、小旅行を通じて本道の地域の人々とのふれあいや、自然や文化への理解を深めるとともに、留学生同士の交流の場を提供することを目的に「留学生ふれあいトークｉｎ北海道」を、６カ国28名の参加を得て開催した。

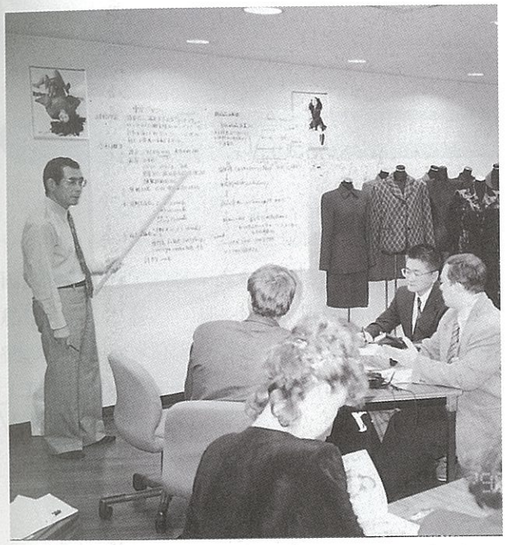
（11月13日～15日・浦河町ほか）



北方圏研修交流

ロシア極東の企業経営指導者育成支援事業（第７回）

北海道からの委託事業として、ロシア極東の沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン州から縫製業関係の企業経営指導者８名を受け入れ、市場経済システム等についての理解を図ることを目的に、経済、行政等の８講義と縫製関係の10企業等を訪問し現場研修や見学等を実施した。　（８月30日～９月14日）



留萌市外国人研修生受入れ事業）

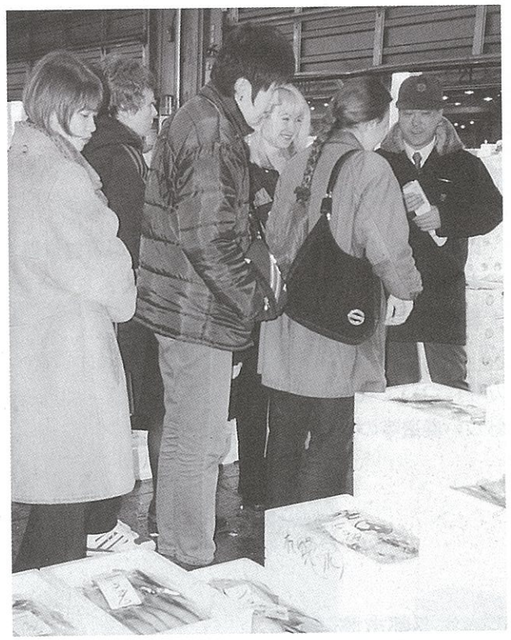
留萌市からの委託事業として、ロシア・ブリヤート共和国ウラン・ウデから縫製企業のファッションデザイナー部長１名を受け入れ、市場経済システムや縫製等についての研修を実施した。

（８月30日～９月13日）

ロシア連邦等日本センター成績優秀者招聘事業（第４回）

ロシア連邦等に対する技術的支援の一環として、支援委員会及び日本国際協力センターからの委託事業として、ロシア連邦等に設立されている日本センター（ロシア連邦４カ所、キルギス、ウクライナ各１カ所、計６カ所)に学ぶ成績優秀者の受講生招聘に伴い、北海道での事業を担当した。

今回は、『日本語講座』の成績優秀者11名を受け入れ、市場経済概論、日本文化についての理解の捉進を図る目的で、講義、企業視察研修、日本文化体験研修などを実施した。　（３月30日～４月９日）



国際交流団体との連携

国際交流団体連絡会議（第３回）

北海道における中核的民間交流組織として北方圏センターが自治省から「地域国際化協会」の認定（平成10年３月）を受けたことなどにより、各地域の国際交流団体のネットワーク化についての意見交換や国際交流団体の活動状況等について情報交換を行うために９団体の参加を得て、「国際交流団体連絡会議」を開催した。

（１月21日・北方圏センター会議室）

調査研究部

平成10年度は、下記の外務省及び北海道からの受託、道内９都市等の協賛、ＮＩＲＡ（総合研究開発機構）助成等の調査研究を実施し、それぞれ報告書を作成したほか、北海道と米国マサチューセッツ州との科学技術交流推進事業、通称”ＭＩＦプロジェクト”の水産関連の研究者によるワークショップを米国、チリ共和国、北海道において開催した。

調査研究事業

外務省委託調査

「ロシア極東・東シベリア地域の電力事情」

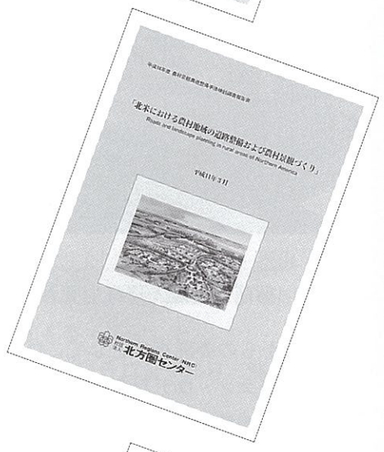
「日・露エネルギー協議」において合意された「日・露エネルギー対話の強化のための包括的協力プログラム」の一つである「電力調査ミッションの派遣」を実施。モスクワ、イルクーツク、ウラジオストク、ハバロフスクの関係機関を訪問し、ロシアの地方電力会社等の民営化促進のための提言を纏めた。



北海道委託調査

「北米における農村地域の道路整備及び農村景観づくり」

本調査では、北海道内の農村、農道のあるべき姿を考察することを目的に、カナダ、米国において、既に実践されている農村環境整備の推進策や地域住民と行政等の関わり方等について現地調査、文献調査を実施し、北海道にふさわしい農道等の整備方策を提言した。



道内主要都市協賛調査

「北方圏諸国にみる地域活性化の新動向―北米編―」

本調査では、カナダ・バンクーバー、カルガリー、エドモントン、米国・シアトル、ポートランド等において、中心街の活性化方策や、地域住民のボランティアによる地域開発等について調査を実施し、新たな発想に基づく地域活性化について、道内地方公共団体への各種提言を取りまとめた。



ＮＩＲＡ助成研究

「ニセコ町周辺での五感を通じた体験型観光による地域づくり」

総合研究開発機構（ＮＩＲＡ）特定研究助成Ｂ類の「『あそび』をとり入れた地域づくり」を共通テーマとして、全国22の研究機関による地域研究に参加。北方圏センターでは標記のテーマで、体験型観光を支える人材育成、環境管理、地域間連携等のシステムづくりを検証し、人、物、情報を資源としたネットワーク的支援網の構築等を提言した。



北海道・米国マサチューセッツ州科学技術交流事業

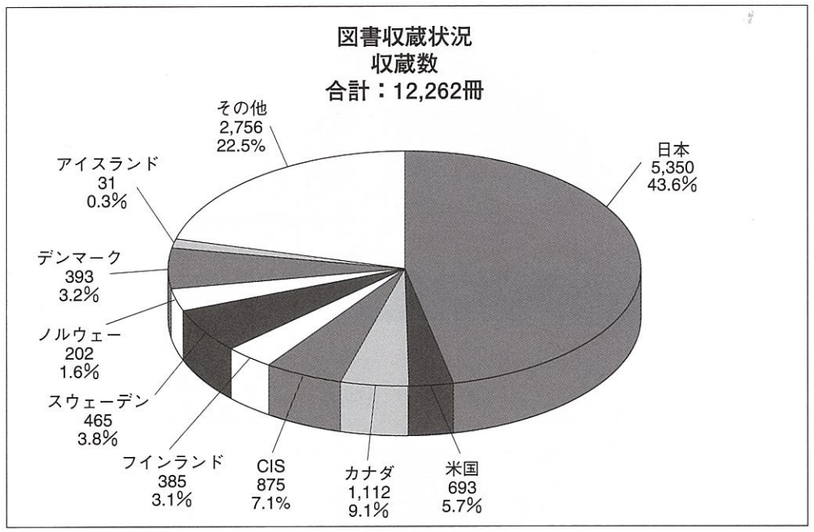
1992年９月に北方圏センターとマサチューセッツ・センター・オブ・エクセレンス（ＭＣＥ）他は、両地域間の科学技術交流を促進させる目的で覚書を結び、この活動の一環として、両地域による共同研究の成果を南米諸国に活かすプロジェクト（通称ＭＩＦプロジェクト）を実施。米国・マサチューセッツ州ウッズホール海洋研究所（５月）、チリ共和国・サンチャゴ・ファンダシオンチリ（10月）さらに、1999年５月には北海道・北方圏センター及び道内水産関連試験研究機関等において同様のワークショップを開催した。

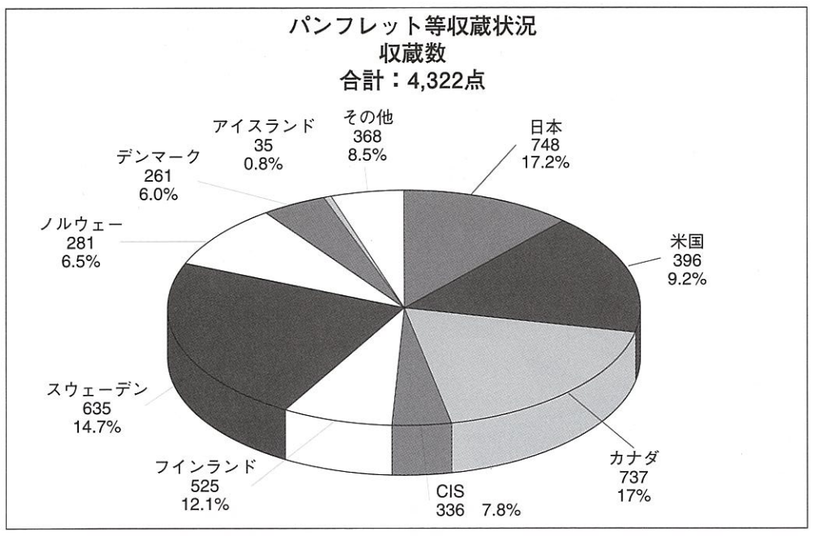


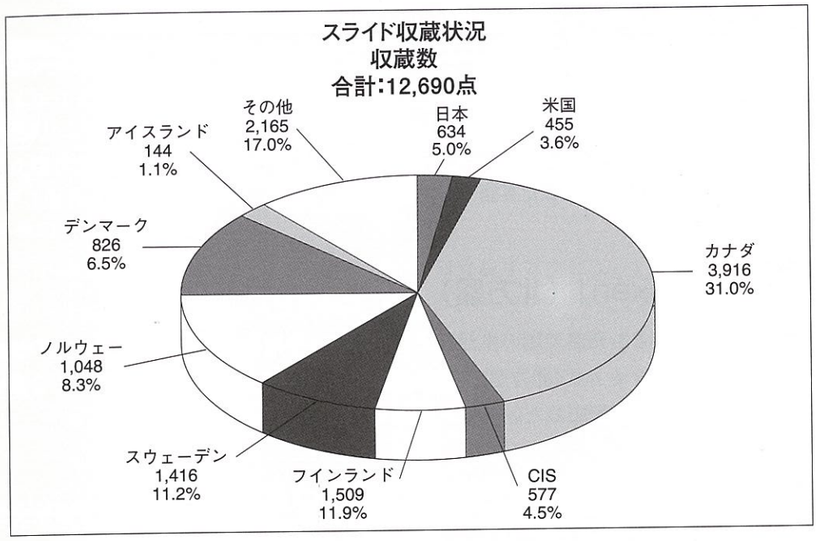
《資料整備事業》

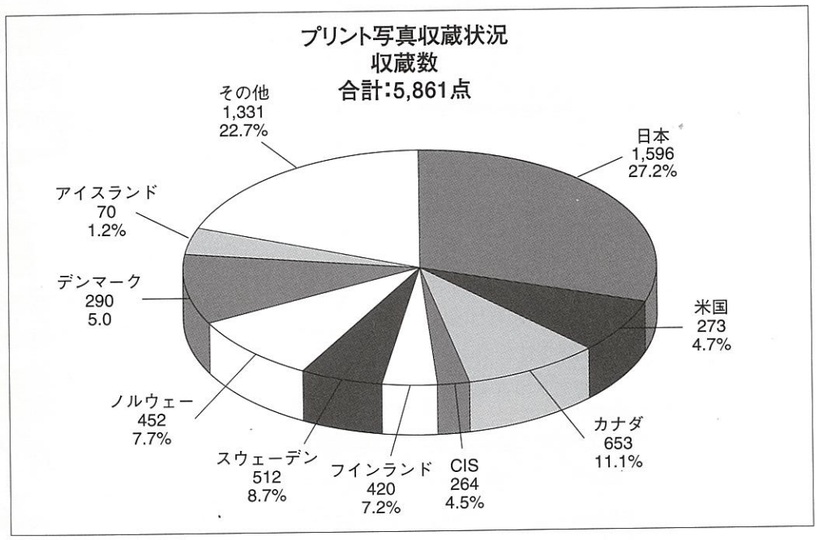
①図書・資料の整備

平成10年度末現在、北方圏地域に関する文献等は、図書12,262冊、パンフレット等4,322点、スライド12,690点、写真5,861点となった。これらの資料の閲覧及び貸し出しを行った。地域別の収蔵数は下記の通り。









②視聴覚資料の整備

平成10年度末現在、北方圏地域に関する視聴覚資料は、映画フィルム（16mm）51点、ビデオテープ111点、他ＣＤ、CD-ROM等含め合計227点となった。これら資料の貸し出しを行った。

出版部

平成10年度は、国際交流情報を紹介する季刊誌「Ｈｏｐｐｏｋｅｎ」、国際協力情報紙「であい」を発行した。また「'98年報」は従来より判型を大きくし、ビジュアル化して作成した。さらに、外国人向けに、北方圏センターの概要を説明した英語（日本語併記）、露語、中国語のパンフを作成して、提供した。

季刊誌「Hoppoken」（北方圏）

北方圏地域を中心とした諸外国の生活、文化、経済、学術など、さまざまな分野の情報を紹介する季刊誌「Ｈｏｐｐｏｋｅｎ」（北方圏）を第103号から106号まで各4,300部を発行、会員をはじめ国際交流団体など関係機関に配布した。

＜各号の主な記事＞

103号（春季号）◇北極海を初横断した探検家ナンセン（坂西八郎・元信州大学教授）◇福祉交通とノーマライゼーション（児玉康・中央バスバス事業本部営業課長）◇氷と煙の中のハルビン（石川宏・毎日新聞記者）◇札幌の姉妹都市・瀋陽の発展（杉岡昭子・前札幌国際プラザ専務理事）◇最高のショットを決める―カーリング・対アメリカ戦（敦賀信人・長野オリンピック選手）

104号（夏季号）◇北方圏センター20周年記念鼎談「センターの役割と本道の国際化」（福田昭夫・北海道知事室長、丸山真智子・スズケンウエルネス事業部副部長、斎藤靖士・北方圏センター常務理事）◇カムチャツカ訪問記（釧路市水産課）◇極東開発はどこへ進む（加藤敦・北海道新聞記者）◇日本最初の英語教師マクドナルド（西谷栄治・利尻町立博物館学芸係長）◇人気のマリーアントワネットと徳川家康（川崎一彦・北海道東海大学教授）◇ラテンアメリカの日系社会（前田一男・北海道国際課職員）

105号（秋季号）◇トナカイ遊牧民（大島稔・小樽商科大学教授）◇夏のシベリア紀行（石井智美・酪農学園大学助手）◇カザフスタン印象記（尾見誠一・元室蘭工業大学教授）◇北欧点描（斎藤誠・毎日新聞北海道支社総合企画部長）◇北海道からモンゴルへの産業技術移転は可能か（富田敏之・北海道モンゴル親善協会理事）

106号（冬季号）◇新春対談「産学協同で新しい北海道を築こう」（丹保憲仁・北海道大学総長、戸田一夫・北方圏センター会長）◇北方圏センター設立20周年記念シンポジウム◇つかの間のモスクビッチ（神原誠司・石狩支庁職員）◇チェルノブイリへのかけはし（野呂美加・同団体代表）◇発明大国・スウェーデンの企業家精神とその活力㊦（藤村勇一・ジェトロ調査役）◇北米の道路事情（高桑紀和・北方圏センター調査研究部主任）



国際協力情報紙「であい」

国際協力や開発途上国について道民の理解を深めるために、北方圏センター、札幌、帯広の北海道国際センターや道内の国際協力団体の活動を紹介する季刊紙「であい」を９号から12号まで各1,500部を発行、道内の国際協力団体や自治体、関係機関に配布した。

＜各号の主な記事＞

9号（春季号）◇留学生ふれあいトークｉｎ北海道◇（研修員インタビュー）モハマド・シャヘブ・アリさん＜バングラデシュ人民共和国、同国ダッカ・サワール人工授精研究所家畜管理官＞

10号（夏季号）◇地域における国際センターの役割（三浦弘之・帯広国際センター館長）◇帯広青年会議所の協力、札幌・下白石町内会婦人部の協力◇（研修員インタビュー）チョルポン・バザバエヴナ・マンベトーヴァさん＜キルギス共和国、同国外国投資・経済援助国立委員会ドナー調整局主任補佐＞

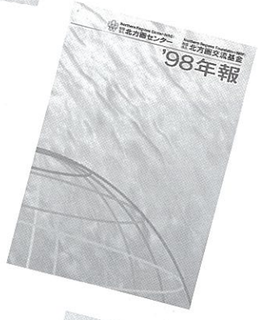
11号（秋季号）◇「国際協力フェスタ'98ｉｎ北海道」△国際協力セミナー「元気よくＮＧＯ―ＮＧＯ活動・その方法と課題」（講師坪井善明早稲田大学政治経済学部教授）△ＮＧＯフォーラム「ＮＧＯ入門―あなたと私が進める国際協力：助け合う地球社会を目指して」（講師伊藤道雄ＮＧＯ活動推進センター事務局長）◇（研修員インタビュー）マニュエル・エデュアルト・ロドリゲス・ズイーさん＜グアテマラ共和国、同国サンカルロス大学教授＞

12号（冬季号）◇ＮＰＯ法施行から３ヶ月◇桧山の中学生、研修員と交流◇（研修員インタビュー）トレイロキャ・ナタ・ナイク博士＜インド、同国立コレラ・腸疾病研究所副所長＞



「'98年報」

北方圏センター、北方圏交流基金、北海道国際センターの組織概要や前年度の各部事業実績などをまとめた「'98年報」を3,500部作成、会員のほか国際交流団体など関係団体、センター来訪者などに提供した。従来のＢ５判からＡ４判に判型を大きくし、内容もよりビジュアル化をはかるなど刷新に努めた。



北方圏センター概要の英文パンフ

外国人向けに、北方圏センターの組織や活動内容などを紹介した英文パンフ（日本語併記）を作成したほか、露語、中国語文の要約パンフも作成して来訪者に提供した。



国際協力部

平成10年度は、「国際協力セミナー」「国際協力推進団体との懇話会」を開催したほか、「国際理解促進事業」「自治体職員協力交流事業」を実施した。さらに、道民の国際協力に対する理解を深める場として「国際協力フェスタ'98in北海道」に参加した。また、日常的に国際センターの管理運営を行うとともに、国際協力に関する文献、インターネットを利用した情報収集体制の整備を進めた。

1 文献、パソコンネットによる情報収集

各種照会等に対応するため、国際協力関係機関や団体が発行する定期刊行物をはじめ、国際協力に関する文献、途上国の国情等に関する情報収集及びインターネットを利用した情報収集体制の整備を進めた。

2 国際協力セミナーの開催

国際協力活動についての理解を深めるため、道内ＮＧＯや一般道民を対象に、大学教授・外務省職員等を講師に招いてセミナーを開催した。



タイトル	講　師	開催日時	参加者数	会　場
第1部 NPO･NGOと新しい北海道 第2部 NPO法の内容と手続きのポイント	北海道大学法学部教授 田口　晃氏 北海道環境生活部文化･青少年室参 須藤　靖彦氏	1998年 8月29日	71名	北海道国際センター(札幌)ブリーフィングルーム
元気よくNGO ～NGO活動･方法と課題への対応～	早稲田大学 政治経済学部教授 坪井　善明氏	1998年 10月17日	75名	北海道国際センター(札幌)ブリーフィングルーム
アジア･太平洋地域のエネルギー問題と日本の国際貢献	外務省経済局 国際エネルギー課長 須永　和男氏	1999年 3月9日	60名	北方圏センター 国際会議場

3 国際協力推進団体との懇話会の開催

北海道の呼びかけに応じて開催した「国際協力フェスタ」の実施内容を中心に意見交換し、それらを通じて相互理解を深めると共に連携強化を図った。



(於：北見市)

協　議　内　容	開催日時	参加団体	会　場
・国際協力フェスタについて ・各団体意見交換及び要望等	1998年 8月29日	24団体 (38名)	北海道国際センター(札幌)ブリーフィングルーム
・国際協力フェスタ１日目の反省と２日目の取り組みについて ・各団体意見交換等	1998年 10月17日	18団体 (36名)	北海道国際センター(札幌)ブリーフィングルーム
・「国際協力フェスタ'98IN北海道」の開催結果について ・ＮＧＯ間のネットワークについて	1998年 12月27日	11団体 (13名)	ホテル プールスター札幌
・「国際協力フェスタ'98IN北海道」の開催結果について ・各団体意見交換等	1999年 2月13日	5団体 (13名)	北見東急イン (北見市)
・「国際協力フェスタ'98IN北海道」の開催結果について ・各団体意見交換等	1999年 2月26日	2団体 (7名)	ホテルクレッセント 旭川(旭川市)

4 国際理解促進事業の展開

次代を担う少年少女の国際理解を促進するため、地域の小中学生等を対象に国際センターの研修員との交流会や講演会などを実施した。交流会では、ゲームや歌、雪上運動会、文化の紹介等を通じて、互いに心のふれあいを楽しんだ。研修員にとっては日本の学校教育を知る機会となり、子供達にとっては広い世界に触れるという良い機会となった。



札幌国際センター

実施形態	実施対象	参加者内訳及び人数
学校訪問	小学校（４回） 中学校（１回）	小学生789人 中学生156人　＊研修員71人
国際センター招待等	檜山管内中学生 小・中学校教員	中学生24人 小・中学校教員13人　＊研修員16人

帯広国際センター

実施形態	実施対象	参加者内訳及び人数
学校訪問	小学校（３回） 中学校（３回）	小学生1,417人 中学生1,025人　＊研修員53人
国際センター招待等	十勝管内小学生 十勝管内中学生 ボランティアスクール	小学生45人 中学生16人 ボランティアスクール生30人　＊研修員27人

5 自治体職員協力交流事業

当事業は、海外の地方自治体職員を「協力交流研修員」として受入れ、日本の地方自治体のノウハウや技術を習得する事を通じて、海外の州政府等の発展に貢献すると共に、受入自治体の国際化を促進する事により、相互理解の増進を図ることを目的とした事業で、道から受託して実施した。

平成10年度は、中国遼寧省の職員を受入れ、今後の遼寧省の経済的発展の一助となるように北海道の経済状況等について研修を行い、また各種の交流事業に参加してもらい、北海道と遼寧省との交流の促進を図った（自治省が所管する協力交流事業）。

受入国：中国、人数：１名、受入機関：北海道経済部貿易経済交流課

研修期間：５月29日～12月27日

6 国際センターの管理と運営

(1)国際センターの施設管理… 施設の適正な運営管理及び維持管理業務を行った。

・国際センター（札幌）延面積7,983.17㎡　宿泊定員100人（97室）

・国際センター（帯広）延面積 4,400.64㎡　宿泊定員 50人（48室）

※宿泊実績は資料参照

(2)研修の実施……JICA研修事業の受託に伴う研修カリキュラムの効果的な実施を図るため、受入れ機関との調整及び進行管理を行った。

受託研修コース（集団）

・札幌国際センター　15コース

・帯広国際センター　11コース

※研修コース名及び研修員等は資料参照

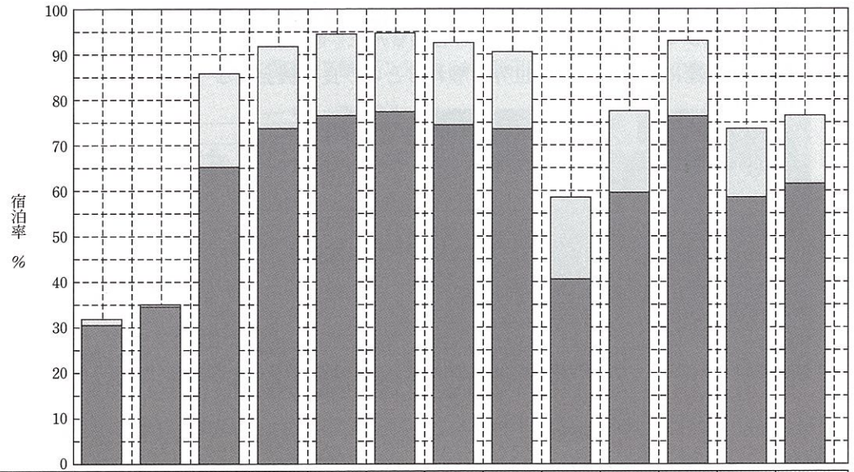


(3)研修関連業務の実施… JICA研修関連業務の受託に伴うブリーフィング・オリエンテーション、日本語研修及び福利厚生事業を随時実施した。

参加研修員数等（両センター計）

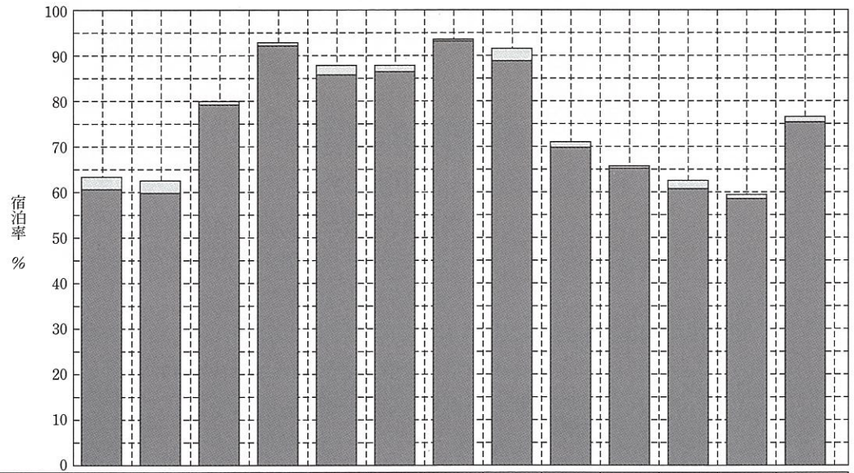
・ﾌﾞﾘｰﾌｨﾝｸﾞ･ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ	143回	551人
・日本語研修	80回	延　544人
・福利厚生事業	322事業	延 6,677人

平成10年度　北海道国際センター（札幌）宿泊利用状況



月	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
JICA研修員等	人数	889	1,038	1,895	2,219	2,304	2,246	2,235	2,143	1,224	1,794	2,071	1,757	21,815
	利用率	30.5	34.5	65.1	73.8	76.6	77.2	74.3	73.6	40.7	59.7	76.3	58.4	61.6
地元利用	人数	31	14	633	541	538	514	544	489	542	532	454	454	5,286
	利用率	1.1	0.5	21.8	18.0	17.9	17.7	18.1	16.8	18.0	17.7	16.7	15.1	14.9
合計	人数	920	1,052	2,528	2,760	2,842	2,760	2,779	2,632	1,766	2,326	2,525	2,211	27,101
	利用率	31.6	35.0	86.9	91.8	94.5	94.8	92.4	90.4	58.7	77.4	93.0	73.5	76.5

平成10年度　北海道国際センター（帯広）宿泊利用状況



月	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
JICA研修員等	人数	874	892	1,139	1,371	1,277	1,247	1,393	1,280	1,040	970	818	872	13,173
	利用率	60.7	59.9	79.1	92.1	85.8	86.6	93.6	88.9	69.9	65.2	60.9	58.6	75.2
地元利用	人数	38	37	13	11	31	18	2	40	17	4	20	14	245
	利用率	2.6	2.5	0.9	0.7	2.1	1.3	0.1	2.8	1.1	0.3	1.5	0.9	1.4
合計	人数	912	929	1,152	1,382	1,308	1,265	1,395	1,320	1,057	974	838	886	13,418
	利用率	63.3	62.4	80.0	92.9	87.9	87.8	93.7	91.7	71.0	65.5	62.4	59.5	76.6

平成10年度JICA技術研修コース一覧

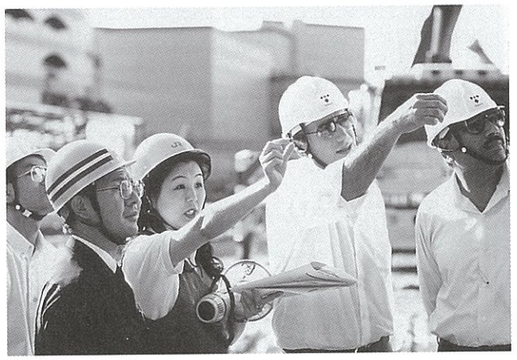
【札幌国際センター】

研修コース名	人数	受託
チリ国地域開発計画セミナー	15	
都市型水質汚濁防止検査技術	6	○
触媒科学研究	6	
東欧生産管理	12	
水道技術者養成	7	○
中国学校運営・管理	5	○
農民参加による農業農村開発	10	
南アフリカ地域開発行政セミナー	9	
道路技術者養成	6	○
中央アジア農産物市場経済	10	
パレスチナごみ処理	8	
下水道維持管理	6	○
獣医技術	6	
臨床看護実務	5	○
インドシナ地域総合開発計画管理セミナー	10	
地域土木行政セミナー	5	○
地域環境保全計画	5	○
石炭転換／利用技術	4	
医療放射線技術者実務	5	○
エジプト小学校理数科授業改善	5	
寒冷地水道技術者養成	7	○
地域開発計画管理セミナー	8	
東欧環境行政	13	
中央アジア衛生行政	9	
中米生活廃棄物処理	10	
エロクトロニクス技術	11	
新生児・乳児マススクリーニング	11	○
地域流行病対策	6	○
狂犬病等ウィルス性人畜共通伝染病の診断法と予防法	9	
食品保健行政	9	○
ペルー地域開発指導者セミナー	18	
中央アジア経営管理	8	
地方教育行政セミナー	8	○
メキシコ地域産業育成公的技術サービス	10	○
中央アジア地域開発セミナー	13	
中央アジア環境行政	10	
インドネシア後進地域開発	15	
個別研修コース	65	
合計	385	

【帯広国際センター】

研修コース名	人数	受託
畑作物の種苗生産	8	
土壌分析改良	4	○
農業農村整備	6	○
農業機械自動化技術	7	○
カンボディア畜産一般	5	
天然林経営と住民参加による地域林業	7	
酪農振興・検査技術	8	

研修コース名	人数	受託
小学校における理科実験教育	9	○
都市環境施設整備計画	8	○
農産物市場経済	13	
湿地及び渡り鳥保全	7	
地域流域環境	7	○
上級原虫病研究	10	
コロンビア土地区画整理	7	○
畑作管理研究	11	○
女性指導者のための食物栄養改善	10	○
食肉及び食肉加工品の保蔵技術	6	○
農業分野における情報処理技術	10	○
個別研修コース	12	
合計	155	



（参考）

［北海道における海外研修員の受入状況］

1．ＪＩＣＡ研修員

年度	出身地域			合計
	アジア	中南米	中近東アフリカ等	
6	52	52	80	184
7	102	53	122	277
8	155	112	189	456
9	160	103	196	459
10	194	113	233	540
合計	663	433	820	1,916

2．道の受入による研修員

年度	出身地域			合計
	アジア	中南米	アフリカ	
9	11	9	1	21
10	11	7	2	20
合計	22	16	3	41

交流部

当センターはこれまで北方圏諸国と様々な交流事業を行ってきたが、今日の国際的な交流の広がりに対応するため平成１０年度に交流部を新設し、新たに東南アジアや南米との派遣、受け入れ事業を実施するなど、拡充強化を図った。

北海道青年国際交流事業

派遣事業

●カナダ・アメリカ班

派遣人員／団長団 2人
　　団　員10人
派 遣 地／カナダ（エドモントン）
　　アメリカ（ミネアポリス、ボストン、ニューヨーク）
派遣期間／平成10年10月15日（木）～10月26日（月）
　　12日間





研修先／
エドモントン　アルバータ州議会議事堂
　　エドモントン市役所
　　リサイクリングセンター
　　グレンローズリハビリセンター
　　ミールズオンホイールズ
　　ホームステイ
ミネアポリス　ミネアポリス市役所
　　スカイウエイ
　　ニコレットモール
ボストン　ブリッジオーバートラブルドウオーター
ニューヨーク　パークカウンシル

●中　国　班

派遣人員／団長団 2人
　　団　員 8人
派 遣 地／上海　ハルビン　牡丹江　北京
派遣期間／平成10年10月6日（火）～10月15日（木）
　　10日間





研修先／
上　海　復旦大学
　　日系企業
　　浦東開発区
ハルビン　黒龍江省人民政府
　　黒龍江省青年連合会
　　日系企業
牡丹江　ホームビジット
　　紅城小学校他
北　京　天安門広場
　　万里の長城他



研修先／
シンガポール　北海道シンガポール事務所
　　環境省渉外部局
ジャカルタ　ジャカルタ養護学校
　　KNPI青年民族協議会
メルボルン　ボブ・ホーク老人福祉施設
　　CERES環境教育プログラム
シドニー　ポリス&コミュニティクラブ
　　日豪青年交流キャンプ

●東南アジア・オセアニア班

派遣人員／団長団 2人
　　団　員 10人
派 遣 地／シンガポール
　　インドネシア（ジャカルタ）
　　オーストラリア（メルボルン、シドニー）
派遣期間／平成10年11月10日（火）～21日（土）
　　12日間



受入事業

中国・黒龍江省青年代表団

昭和61年度に結ばれた黒龍江省との友好提携を受けて、相互理解と友好親善を深めるため同年にスタートし、派遣と受入を交互に行ってきた。





平成10年度は李団長始め13名が８月１日（土）に来道した。北海道庁、在札幌中国総領事館等を表敬訪問したのち、北海道開拓記念館などの施設を見学し、４日（火）に離道した。

交流部

アルバータ州青年研修生受入事業

北海道とカナダ・アルバータ州の友好関係をさらに推進するための人材を育成する目的で、平成4年にスタートした。カナダ国籍を有し、アルバータ州に住む35歳までの青年1名を2年間受け入れ、本人の研修目的に合わせて、道内の研究機関や企業で研修を行っている。

平成10年度は、ケビン・ウイルソンさんが来道し、北海道大学教育学部で研究を行った。

ラバーナ・サローム女史の受け入れ

北海道・アルバータ姉妹州提携の母であり、公私にわたり本道の国際交流推進に多大な功績のある女史が、道内姉妹都市等との打ち合わせのため、平成10年10月9日（金）～10月15日（木）に来道した。

北海道・ブラジル青年交流団

本道出身移住者の師弟が父祖の地についての認識を深めると共に、本道の青年が移住者の不屈の開拓精神に触れ、相互理解と友好親善を図るために、昭和56年度から始まり、派遣と受入が交互に行われてきた。

平成10年度は、長尾ルイス団長、笹谷宏一副団長、佐々木章ジョルジェ班長を始め12名が来道し、10月21日（水）から31日（土）までの11日間滞在した。

滞在中は、北海道庁、海外協会等を表敬訪問した後、中央卸売市場、小樽鰊御殿、北海道開拓記念館等を視察すると共に、それぞれの父祖の地及び札幌市内においてホームステイを体験した。







1998年度 北方圏センターへの Visitors

国　名	年　月	肩　書	氏　名	来訪目的
	1998年			
カナダ	4月	北方圏フォーラム事務局長	Steve Cowper	セミナー講師
フィンランド	5月	オウル市観光部長	Jouni Kahkonen	表敬
〃		〃　経済振興部長	Paavo Simila	〃
〃		〃　ビジネス交流渉外課長	Seppo Maki	〃
〃		ケミ市長	Juhani Leino	〃
〃		〃　文化部長	Unto Kayhko	〃
〃		ロバニエミ商工会議所会頭	Antero Ikaheimo	〃
〃		〃　商工会議所会頭令嬢	Johanna Ikaheimo	〃　他2名
〃		テレビ会社社長	Matti Tilli	〃
〃		㈱ティルセク職員	Marjo Sseki	通訳
〃	6月	トロムソ大学学生	Hanne Andersen	表敬
アメリカ		ｼﾞｭﾉｰﾀﾞｸﾞﾗｽ高校日本語教諭	Cheri Carson	〃
〃		〃　生徒	Cheter Carson	〃
〃		〃　〃	John Farleigh	〃
〃		〃　〃	Eric Brewer	〃
〃		〃　〃	Mike Dickson	〃
〃		〃　〃	Kim Andree	〃
〃	7月	(株)ｱｰﾂ･ﾌﾟﾗﾆﾝｸﾞ&ﾃﾞｻﾞｲﾝ社長	Harry Kraut	〃
カナダ		アルバータ州政府駐日代表	Brad Klak	〃
ロシア	8月	サハリン州美術館展示課長	Stepanova N. Ivanovna	〃
〃		芸術家同盟会員企業経営指導者育	K. N. Viktorovna	〃
カナダ		駐日カナダ大使	Leonard J.Edwards	講演会講師
〃		カナダ大使館参事官	Louis A. Boisvert	表敬
ロシア	9月	企業育成支援研修生一行		〃　研修生9名
カナダ	10月	ｱﾙﾊﾞｰﾀ州国際局ｱｼﾞｱ･太平洋部長	Marvin Schneider	〃
〃		〃　在日事務所貿易専門官	Jenifer Spanbauer	〃
フィンランド		極東工業大学助教授	Alexander B.Titayev	〃
〃		ラップランド大学事務総長	Juhani Lillberg	セミナー講師
〃		〃　教授	Jeff Taylor	表敬
〃		オウル大学副学長	Jouni Koiso-Kanttila	〃
〃		メリ・ラッピ研究所所長	Aaro Tiilikainen	〃
〃		建築家	Minna Chudoba	パネリスト
〃		フィンランド大使館参事官	Kauko Laitinen	〃
デンマーク		駐日デンマーク大使	Peter Brückner	〃
ノルウェー		駐日ノルウェー大使	John Bjϕrnebye	〃
スウェーデン		駐日スウェーデン公使	Bo Lundberg	〃
フィンランド	11月	フィン・エアパーサー	Ari Kajo	スポーツ紹介
〃		アシスタントパーサー	Jukka	〃
スウェーデン		リンチェーピン大学教授	Nail M. Latypov	セミナー講師
	1999年			
フィンランド	2月	フィンランド大使館一等書記官	Maria Herene Johansen	表敬
ロシア		サハリン海洋石油天然ガス会社社長	V. Astafiev	〃
カナダ		ｱﾙﾊﾞｰﾀ州対外・先住民省職員	Rayan J. Ziegler	〃
エストニア		エストニア共和国駐日大使夫妻	Mark Sinisoo	〃
イギリス	3月	シェフィールド大学日本研究所教授	Glenn D. Hook	調査研究
フィンランド		ラップランド大学事務総長夫妻	Juhani Lillberg	表敬
〃		フィンランド大使館参事官	Kauko Lattinen	〃

社団法人　北方圏センター定款

（昭和47．1．28内閣総理大臣設立許可
昭和53．4．20　〃　一部変更認可
平成７．6．28　〃　一部変更認可
平成８．5．21　〃　一部変更認可
平成11．6．22　〃　一部変更認可）

第１章　総　　則

（名　　称）　第１条　この法人は、社団法人北方圏センターという。

（事 務 所）　第２条　この法人は、事務所を北海道札幌市中央区北３条西７丁目に置く。

（目　　的）　第３条　この法人は、北海道と北方圏諸国との経済、文化及び学術等の交流（以下「北方圏交流」という。）を積極的に推進し、併せてこれに関係する北方圏諸国以外の諸国との交流を進めることによって、我が国の経済、文化及び学術の発展振興に寄与するとともに、北海道の開発及び繁栄に貢献することを目的とする。

（事　　業）　第４条　この法人は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

1　北方圏交流に関する企画・立案
2　北方圏諸国に関する調査、研究及び情報の収集・提供
3　北方圏諸国に関する講演会及び研究会等の開催
4　北方圏諸国に関する図書及び雑誌等の刊行
5　北方圏交流の促進のため又は北方圏交流の成果を活用するための北海道と北方圏諸国以外の諸国との国際交流の推進
6　北海道国際センターの管理運営
7　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員及び名誉会員

（会員の資格）　第５条　会員はこの法人の目的及び事業に賛同する法人、団体並びに個人とする。

（会員の種類）　第６条　この法人の会員は次の４種とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。

1　正会員
2　特別会員
3　推薦会員
4　名誉会員

（正 会 員）　第７条　正会員は法人、団体又は個人とし、理事会の承認を得た者とする。

（特別会員）　第８条　特別会員はこの法人の目的を支持し、１口50,000円以上の寄付をし、かつ、理事会の承認を得た者とする。

（推薦会員）　第９条　推薦会員は北方圏に関する専門家で、理事会において推薦された者とする。

（ 入　会 ）　第10条　この法人の正会員又は特別会員となるためには、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（ 会　費 ）　第11条　正会員は次の年会費を納めなければならない。

1　個　　人　　１口　5,000円　　１口以上
2　法人及び団体　　１口 10,000円　　１口以上

（ 退　会 ）　第12条　会員が退会しようとするときは会長に届け出なければならない。

2　会員が死亡し、又は解散したときは退会したものとみなす。

（ 除　名 ）　第13条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によりこれを除名することができる。

1　定められた会費の納入を怠ったとき。
2　この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき。

（名誉会員）　第14条　この法人の目的を達成するために特に必要と認めるときは、理事会の承認を得て名誉会員をおくことができる。

第３章　役　員　等

（役員の定数）　第15条　この法人に次の役員を置く。

理　事　30名以上40名以内、監事２名

2　理事のうち、1名を会長、若干名を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

（役員の選任）　第16条　理事及び監事は社員の中から総会において選任する。

2　会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の互選によって選任する。

3　理事及び監事は相互に兼ねることができない。

（役員の職務）　第17条　会長はこの法人を代表し、この法人の事務を総理する。

2　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3　専務理事は会長、副会長を補佐してこの法人の事務を総括する。

4　常務理事は会長、副会長、専務理事を補佐してこの法人の事務を分担処理する。

5　理事は理事会において第28条に規定する事項を議決する。

6　監事は民法第59条に規定する職務を行う。

第18条　この法人に顧問をおく。顧問は会長の諮問により意見を述べる。

第19条　この法人に参与をおく。参与はこの法人の運営に関して意見を述べることができる。

（役員の任期）　第20条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

3　役員は辞任した場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（役員の資格喪失及び解任）　第21条　役員が第12条及び第13条の規定により資格を喪失したときは、役員の資格を喪失するものとする。

2　役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、その任期中といえども総会の議決により、これを解任することができる。

（役員の報酬）　第22条　役員には総会の議決に基づいて報酬を支給することができる。

（専門委員及び調査委員）　第23条　この法人に必要があるときは、理事会の議決を経て専門委員及び調査委員をおくことができる。

第４章　会　　議

（会議の種類）　第24条　この法人の会議は総会及び理事会の２種とする。

（総会の種類）　第25条　総会は通常総会及び臨時総会とする。

（会議の構成）　第26条　総会は社員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

（総会の議決事項）　第27条　総会はこの定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1　予算及び決算に関する事項
2　事業計画及び事業報告に関する事項
3　財産目録に関する事項
4　その他この法人の運営に関する重要な事項

（理事会の議決事項）　第28条　理事会はこの定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1　総会の議決した事項の執行に関すること
2　総会に付議すべき事項
3　その他総会の議決を要しないこの法人の事務の執行に関する事項

（会議の招集）　第29条　会議は会長がこれを招集する。

2　総会の招集は社員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示した文書をもって開会の日の10日前までに通知しなければならない。

3　会議の議長は会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは副会長又は専務理事がこれに当たる。

（会議の開催）　第30条　通常総会は毎年１回以上開催する。

2　臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は社員の３分の１以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは20日以内に開催する。

3　理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは10日以内に開催する。

（開会の定足数）　第31条　会議はそれぞれ構成員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

（議決の定足数）　第32条　会議の議事はこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、それぞれの出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（代理議決）　第33条　やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって表決を委任することができる。この場合、前２条の適用については会議に出席したものとみなす。

（議事録）　第34条　会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。

1　開催の日時及び場所
2　社員又は理事の現在数
3　会議に出席した社員又は理事の氏名
4　議決事項
5　議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
6　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には議長のほか、出席した社員又は理事のうちから会議において選出された議事録署名人２人以上が署名し、押印しなくてはならない。

第５章　資産及び会計

（資産の構成）　第35条　この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

1　財産目録記載の財産
2　会費
3　寄付金品
4　事業に伴う収入
5　資産から生じる果実
6　その他の収入

（資産の管理）　第36条　この法人の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

（経費の支弁）　第37条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（予算決算）　第38条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、当該事業年度開始後２月以内に総会の議決を経るものとする。

3　前項の場合において、会長は総会の議決を経るまでの間、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

4　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第39条　この法人の収支決算は毎会計年度終了後２カ月以内に会長が作成し、財産目録（貸借対照表）及び事業報告書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を得なければならない。

（会計年度）　第40条　この法人の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

第６章　定款の変更及び解散

（定款の変更）　第41条　この定款は、総会において総社員の３分の２以上の同意を経て、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）　第42条　この法人は民法第68条第１項第２号から第４号まで、及び第２項の規定により解散する。

2　解散後の残余財産は総会の議決を経、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第７章　事務局

第43条　この法人に事務局をおく。

1　事務局長　　１名
2　職　員　　若干名　をおく。
3　事務局長及び職員の任免は会長が行う。

第８章　補　　則

（委　任）　第44条　この定款の施行について必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧

自治体名	相手自治体名	提携年月	相手自治体緯度
北海道	カナダ・アルバータ州	1980. 6	53°35′ N (エドモントン)
	中国・黒竜江省	1986. 6	45°45′ N (哈爾賓)
	アメリカ・マサチューセッツ州	1990. 2	42°21′ N (ボストン)
札幌市	ポートランド アメリカ・オレゴン州	1959.11	45°33′ N
	ミュンヘン ドイツ・バイエルン州	1972. 8	48°08′ N
	瀋陽 中国・遼寧省	1980.11	41°48′ N
	ノボシビルスク ロシア・ノボシビルスク州	1990. 6	55°02′ N
旭川市	ブルーミントン・ノーマル アメリカ・イリノイ州	1962.10	40°29′ N
	ユジノサハリンスク ロシア・サハリン州	1967.11	46°58′ N
	水原 韓国・京畿道	1989.10	37°13′ N
	哈爾賓 中国・黒竜江省	1995.11	45°45′ N
釧路市	バーナビー カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1965. 9	52°24′ N
	ホルムスク ロシア・サハリン州	1975. 8	47°03′ N
紋別市	ニューポート アメリカ・オレゴン州	1966. 4	44°38′ N
	コルサコフ ロシア・サハリン州	1991. 1	46°38′ N
	フェアバンクス アメリカ・アラスカ州	1991. 2	64°50′ N
小樽市	ナホトカ ロシア・沿海地方	1966. 9	42°48′ N
	ダニーデン ニュージーランド	1980. 7	45°53′ S
帯広市	スワード アメリカ・アラスカ州	1968. 3	60°06′ N
千歳市	アンカレッジ アメリカ・アラスカ州	1969. 6	61°13′ N
北見市	エリザベス アメリカ・ニュージャージー州	1969. 6	40°40′ N
	ポロナイスク ロシア・サハリン州	1972. 8	49°14′ N
北見市	晋州 韓国・慶尚南道	1985. 5	35°11′ N
名寄市	リンゼイ カナダ・オンタリオ州	1969. 8	45°05′ N
	ドーリンスク ロシア・サハリン州	1991. 3	47°04′ N
留萌市	ウラン・ウデ ロシア・ブリヤート自治共和国	1972. 7	51°50′ N
稚内市	ネベリスク ロシア・サハリン州	1972. 9	46°40′ N
	バギオ フィリピン	1973. 3	16°25′ N
	コルサコフ ロシア・サハリン州	1991. 7	46°38′ N
根室市	シトカ アメリカ・アラスカ州	1975.12	57°05′ N
	セベロクリリスク ロシア・サハリン州	1994. 1	50°40′ N
富良野市	シュラートミンク オーストリア・シュタイアーマルク州	1977. 2	47°23′ N
江別市	グレシャム アメリカ・オレゴン州	1977. 5	45°30′ N
苫小牧市	ネーピア ニュージーランド	1980. 4	39°29′ S
	秦皇島 中国・河北省	1997. 9	39°56′ N
夕張市	撫順 中国・遼寧省	1982. 4	41°52′ N
函館市	ハリファツクス カナダ・ノバスコシア州	1982.11	44°38′ N
	ウラジオストク ロシア・沿海地方	1992. 7	43°05′ N
	レイクマコーリー オーストラリア・ニューサウスウェールズ州	1992. 7	33°07′ S
	ユジノサハリンスク ロシア・サハリン州	1997. 9	46°58′ N
石狩市	キャンベルリバー カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1983.10	51°01′ N
	ワニノ ロシア・ハバロフスク地方	1993. 6	49°05′ N
岩見沢市	ポカテロ アメリカ・アイダホ州	1985. 5	42°52′ N
網走市	ポートアルバーニ カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1986. 2	49°14′ N
室蘭市	ノックスビル アメリカ・テネシー州	1991. 1	35°58′ N
芦別市	シャーロットタウン カナダ・プリンス エドワードアイランド州	1993. 7	46°14′ N
滝川市	スプリングフィールド アメリカ・マサチューセッツ州	1993. 8	42°07′ N
士別市	ゴールバーン オーストラリア・ニューサウスウェールズ州	1997. 5	34°45′ S
深川市	アボツフォード カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1997. 9	49°03′ N
倶知安町	サンモリッツ スイス・グラウビュンデン州	1964. 3	46°30′ N
積丹町	シーサイド アメリカ・オレゴン州	1966. 5	45°02′ N
蘭越町	ザールフェルデン オーストリア・ザルツブルグ州	1969.10	47°23′ N
遠軽町	バストス ブラジル・サンパウロ州	1972.10	21°55′ S
美瑛町	ザールバッハ オーストリア・ザルツブルグ州	1973. 7	47°23′ N
池田町	ペンティクトン カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1977. 5	49°30′ N
別海町	バッサーブルグ ドイツ・バイエルン州	1979. 5	48°04′ N
上砂川町	スパーウッド カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1980. 9	49°45′ N
佐呂間町	パーマ アメリカ・アラスカ州	1980.10	61°36′ N
白老町	ケネル カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1981. 7	52°59′ N
厚岸町	クラレンス オーストラリア・タスマニア州	1982. 2	42°54′ S
天塩町	ホーマー アメリカ・アラスカ州	1984. 4	59°40′ N
	トマリ ロシア・サハリン州	1992. 7	47°47′ N
上川町	ロッキーマウンテンハウス カナダ・アルバータ州	1984. 6	52°22′ N
鹿追町	ストーニープレイン カナダ・アルバータ州	1985. 8	53°02′ N
上富良野町	カムローズ カナダ・アルバータ州	1985. 9	53°01′ N
陸別町	ラコーム カナダ・アルバータ州	1986. 7	52°28′ N
福島町	ポートライオンズ アメリカ・アラスカ州	1987. 9	57°52′ N
当別町	レクサンド スウェーデン・ダーラナ州	1987.10	60°44′ N
静内町	レキシントン アメリカ・ケンタッキー州	1988. 7	38°03′ N
余市町	イースト・ダンバートンシャイア イギリス・スコットランド	1988.10	55°56′ N
遠別町	キャッスルガー カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1989. 6	49°19′ N
東川町	カンモア カナダ・アルバータ州	1989. 7	51°05′ N
栗沢町	キャンビー アメリカ・オレゴン州	1989. 7	45°12′ N
芽室町	トレーシー アメリカ・カリフォルニア州	1989. 8	37°44′ N
大滝村	レイクカウチン カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1989.10	48°50′ N
興部町	ステットラー カナダ・アルバータ州	1990. 6	52°19′ N
足寄町	ウェタスキウィン カナダ・アルバータ州	1990. 9	52°58′ N
猿払村	オジョルスキー ロシア・サハリン州	1990.12	46°36′ N
常呂町	バーヘッド カナダ・アルバータ州	1991. 7	54°08′ N
瀬棚町	ハンフォード アメリカ・カリフォルニア州	1991. 8	36°20′ N
占冠村	アスペン アメリカ・コロラド州	1991. 8	39°10′ N
本別町	ミッチェル オーストラリア・ビクトリア州	1991. 9	37°18′ S
壮瞥町	ケミヤルビ フィンランド	1993. 5	66°40′ N
美深町	アシュクラフト カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1994. 7	50°43′ N
沼田町	ポートハーディ カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1994. 9	50°43′ N
奈井江町	ハウスヤルビ フィンランド	1995. 4	61°21′ N
鷹栖町	ゴールドコースト オーストラリア・クィーンズランド州	1995.11	27°58′ S
豊頃町	サマーランド カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1996. 6	49°39′ N
広尾町	フログン ノルウェー	1996.10	50°40′ N
枝幸町	ソレフテオ スウェーデン	1996.11	63°10′ N
清里町	モトエカ ニュージーランド・タスマン地区	1997. 9	41°07′ S
美幌町	ケンブリッジ ニュージーランド・ワイカト州	1997.10	37°53′ S
七飯町	コンコード アメリカ・マサチューセッツ州	1997.11	42°27′ N
生田原町	モアラン・アン・モンターニュ フランス・ジュラ県	1998. 5	46°26′ N
上湧別町	ホワイトコート カナダ・アルバータ州	1998. 7	54°10′ N

道内名誉領事館

領事館名	所在地	代表者
在札幌オーストリア共和国 名誉領事館	060-0063 札幌市中央区南3条西3丁目17 千秋庵製菓㈱内（☎ 011-261-7964）	名誉領事 岡部　卓司
在札幌ベルギー王国 名誉領事館	064-0808 札幌市中央区南8条西14丁目 ホシ伊藤㈱内（☎ 011-530-3822）	名誉領事 伊藤　寛志
在札幌ブラジル連邦共和国 名誉領事館	060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目 伊藤組土建㈱内（☎ 011-251-0717）	名誉領事 伊藤　義郎
在札幌カナダ 名誉領事館	060-0042 札幌市中央区大通西4丁目 北海道カナダ協会内（☎ 011-219-0617）	名誉領事 （空席）
在札幌チリ共和国 名誉領事館	060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1 ㈱加森観光内（☎011-232-0639）	名誉領事 加森　公人
在札幌コロンビア共和国 名誉領事館	063-0052 札幌市西区宮の沢2条2丁目11-36 ㈱石屋製菓内（☎ 011-666-1483）	名誉領事 石水　勲
在札幌デンマーク王国 名誉領事館	060-0054 札幌市中央区南4条東3丁目19 イハラビル2F（☎011-222-2084）	名誉領事 水島　茂
在札幌フィンランド共和国 名誉領事館	062-0931 札幌市豊平区平岸1条1丁目9-6 ㈱ラルズ内（☎ 011-813-2525）	名誉領事 横山　清
在札幌フランス共和国 名誉領事館	060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 第2道通ビル（☎ 011-222-2576）	名誉領事 安田　博吉
在札幌ドイツ連邦共和国 名誉領事館	060-0041 札幌市中央区大通東1丁目2 北海道電力㈱内（☎ 011-251-1111）	名誉領事 中野　友雄
在札幌インドネシア共和国 名誉領事館	060-0034 札幌市中央区大通西7丁目3-1 北海道ガス㈱内（☎ 011-231-9511）	名誉領事 佐々木正丞
在札幌モンゴル 名誉領事館	062-8605 札幌市豊平区旭町4-1-40 北海学園大学内（☎011-841-1161）	名誉領事 森本　正夫
在札幌オランダ 名誉領事館	064-0804 札幌市中央区南4条西7丁目6 地崎工業㈱内（☎ 011-511-5621）	名誉領事 地崎　昭宇
在苫小牧ニュージーランド 名誉領事館	053-0012 苫小牧市汐見町3-1-31 松井コンクリート㈱ 内（☎ 0144-34-1122）	名誉領事 松井　郁夫
在札幌ノルウェー王国 名誉領事館	060-0004 札幌市中央区北4条西11丁目 ㈱札幌オーバーシーズコンサルタント内 （☎ 011-231-6547）	名誉領事 滝沢　靖六
在札幌フィリピン共和国 名誉領事館	063-0841 札幌市西区八軒1条西1丁目2-27 日本食品製造(合)内（☎ 011-614-8090）	名誉領事 戸部　謙一
在札幌スペイン 名誉領事館	064-0912 札幌市中央区南12条西18丁目 ㈱ナシオ内（☎ 011-563-8990）	名誉領事 名塩良一郎
在札幌スウェーデン 名誉領事館	060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目8 ㈱丸井今井内（☎ 011-205-1017）	名誉領事 （空席）
在札幌タイ王国 名誉領事館	060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目 勝木石油㈱内（☎ 011-241-9206）	名誉領事 勝木　郁郎
在札幌連合王国 名誉領事館	060-0042 札幌市中央区大通西17丁目 札幌日産自動車㈱内（☎ 011-613-2123）	名誉領事 金子　芳久

在日大使館（北方圏関係諸国）

大使館名	住所	電話番号
カナダ大使館	〒107-8503 東京都港区赤坂7-3-38	03-3408-2101
中華人民共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布3-4-33	03-3403-3380
デンマーク王国大使館	〒150-0033 東京都渋谷区猿楽町29-6	03-3496-3001
フィンランド大使館	〒106-8561 東京都港区南麻布3-5-39	03-5447-6000
ドイツ連邦共和国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布4-5-10	03-3473-0151
大韓民国大使館	〒106-8577 東京都港区南麻布1-2-5	03-3452-7611
モンゴル国大使館	〒150-0047 東京都渋谷区神山町21−4松濤パインクレスト	03-3469-2088
ノルウェー王国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布5-12-2	03-3440-2611
ロシア連邦大使館	〒106-0041 東京都港区麻布台2-1-1	03-3583-4224
スウェーデン王国大使館	〒106-0032 東京都港区六本木1-10-3-100	03-5562-5050
連合王国大使館	〒102-8381 東京都千代田区一番町1	03-3265-5511
アメリカ合衆国大使館	〒107-8420 東京都港区赤坂1-10-5	03-3224-5000
欧州委員会代表部	〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15ヨーロッパハウス	03-3239-0441

在道外国公館

公館名	住所	電話番号	開設年月
在札幌アメリカ合衆国総領事館	064-0821 札幌市中央区北1条西28丁目	011-641-1115〜7	昭和27.6
在札幌大韓民国総領事館	064-0823 札幌市中央区北3条西21丁目9-1	011-621-0288〜9	昭和41.6
在札幌ロシア連邦総領事館	064-0914 札幌市中央区南14条西12丁目826	011-561-3171〜2	昭和42.10
在札幌中華人民共和国総領事館	064-0913 札幌市中央区南13条西23丁目5-1	011-563-5563	昭和55.9
在札幌オーストラリア領事館	060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目2	011-242-4381	平成4.12
デンマーク通商代表事務所	064-0914 札幌市中央区大通西4丁目札幌秋銀ビル8F	011-222-7575	昭和63.4

北海道内の国際交流・国際協力団体を紹介している文献一覧

○「国際協力・交流NGO・団体名鑑」	外務省監修　社団法人 日本外交協会発行（平成8年3月発行）
○「NGOダイレクトリー」	NGO活動推進センター　編集・発行（平成10年3月発行）
○「北海道の国際化の現状」	北海道編集・発行（平成10年3月発行）
○「国際交流・協力団体名鑑」	財団法人 札幌国際プラザ　編集・発行（平成11年4月発行）

財団法人 北方圏交流基金の概要

設立

北方圏交流基金（外務大臣許可）は、北方圏構想による北方圏交流事業を資金面で支援するため、昭和53年7月24日に設立され、（社）北方圏センターと車の両輪のかたちで機能しあっている。

趣旨

北方圏交流基金は、北方圏諸国との生活、文化、学術、スポーツ、経済、産業等の各種交流事業を支援することを目的としており、これにより、相互理解を深め友好親善を促進すると共に、北国に暮らす人々が知恵を出し合い 豊かな地域づくりを進める事を支援する。

事業

北方圏交流基金は、公募により北海道内の団体等が行う次のような事業を対象に助成をしている。

(1) 北方圏交流の目的を持って行う人物の派遣、招聘
(2) 北方圏の発展を目的とする調査研究
(3) 北方圏の文化交流等を目的とする催しの実施
(4) 北方圏交流に必要な資料の作成、収集
(5) その他、北方圏交流基金の趣旨に合致する事業

上記事業の実施にあたっては、「補助金交付要望書」（所定の用紙：事業名、事業目的及び計画内容、事業収支予算、補助金要望額等を記載）を提出

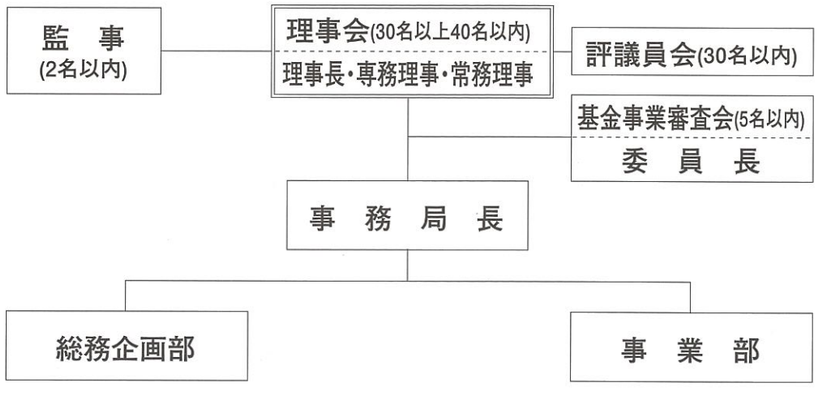
申請及び提出先　〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目　道庁別館12F
財団法人 北方圏交流基金　事業部

財源

交流事業に対する助成の財源には、基金の運用によって生ずる収入金等を充当している。平成10年度の基金合計額は、506,402千円となっている。

組織

北方圏交流基金は、理事会によって運営され、理事長・専務理事・常務理事のもとに事務局が置かれている。事務局（北方圏センター内）では、事務局長のもとに総務企画部、事業部の２部を設け、業務に当たっている。



役員等

理事長
戸田一夫　北海道電力会長

専務理事
土居博昭　北方圏センター副会長兼専務理事

常務理事
齋藤靖士　北方圏センター常務理事

理　事
阿部三恵　北海道国際女性協会会長
荒井保明　日本青年会議所北海道地区協議会会長
伊坂重孝　札幌テレビ放送会長
泉　誠二　北海道電力社長
岡部三男　北海道経済連合会専務理事
川畑勝宣　毎日新聞社北海道支社長
久谷與四郎　前読売新聞社北海道支社長
光地勇一　北海道商工会議所連合会常務理事
斎藤　明　毎日新聞社社長
坂野上明　北海道新聞社会長
佐々木隆人　北海道町村会会長
薩　一夫　北海道観光連盟会長
柴田四朗　北海道アラスカ協会会長
杉本　拓　北海道スウェーデン協会会長
関　清秀　北海道大学名誉教授
高橋　茂　北海道体育協会専務理事

監　事
佐々木正丞　北海道瓦斯社長
吉野治郎　札幌銀行頭取

評議員
石田茂雄　北海道スウェーデン協会事務局長
伊藤隆一　北海道フィンランド協会理事長
岩田　泰　北海道カナダ協会副会長
川名早苗　千歳ボランティア通訳クラブ副会長
川村喜芳　北海道町村会常務理事
稲村征紀　北海道経済連合会理事・事務局長

顧問

堀　達也　北海道知事
桂　信雄　北海道市長会会長
伊藤義郎　北海道商工会議所連合会会頭
堂垣内尚弘　北海道体育協会会長
中野友雄　在札幌ドイツ連邦共和国名誉領事
高橋松吉　北海道ノルウェー協会会長
滝井禧夫　北海道テレビ放送社長
滝沢靖六　札幌貿易協会副会長
武井正直　北洋銀行頭取
武田圭策　北海道文化放送会長
辻井達一　北星学園大学教授
手取貞夫　スウェーデン交流センター理事長
中田和子　北海道女性団体連絡協議会会長
長沼憲彦　北海道市長会理事
深谷勝清　北海道放送社長
藤田恒郎　北海道銀行頭取
藤本　坦　朝日新聞社北海道支社長
堀内信太郎　前日本放送協会札幌放送局長
堀北朋雄　日本国際連合協会北海道本部常務理事
森本正夫　北海学園理事長
矢野征男　ホクレン農業協同組合連合会代表理事・副会長
白藤芳春　北海道市長会事務局長
椿三佐幹　北海道青少年育成協会専務理事
寺西敏男　前北海道農業協同組合中央会常務理事
藤原　弘　根室市長
山下克彦　北海道教育大学札幌校教授

財団法人 北方圏交流基金

平成１１年度：収支予算

〔収入の部〕　(単位:円)

科　　目	予算額	前年度予算額	増　減
基本財産運用収入	8,394,000	7,910,000	484,000
運用財産運用収入	6,675,000	6,942,000	△ 267,000
積立金取崩収入	634,000	634,000	0
当期収入合計（A）	15,703,000	15,486,000	217,000
前期繰越収支差額	3,395,227	2,491,425	903,802
収入合計（B）	19,098,227	17,977,425	1,120,802

〔支出の部〕　(単位:円)

科　　目	予算額	前年度予算額	増　減
交流事業助成費	9,000,000	8,000,000	1,000,000
管理費	8,899,000	8,495,000	404,000
人件費	7,409,000	7,177,000	232,000
事務費	1,152,000	980,000	172,000
退職手当積立金	338,000	338,000	0
予備費	1,199,227	1,482,425	△ 283,198
当期支出合計（C）	19,098,227	17,977,425	1,120,802
当期収支差額 (A-C)	△ 3,395,227	△ 2,491,425	△ 903,802
次期繰越収支差額 (B-C)	0	0	0

財団法人 北方圏交流基金

平成１０年度：収支決算

〔収入の部〕　(単位:円)

科　　目	予算額	決算額	増　減
基本財産運用収入	7,910,000	8,178,544	△ 268,544
運用財産運用収入	6,942,000	6,723,077	218,923
積立金取崩収入	634,000	634,000	0
当期収入合計（A）	15,486,000	15,535,621	△ 49,621
前期繰越収支差額	2,491,425	2,491,425	0
収入合計（B）	17,977,425	18,027,046	△ 49,621

〔支出の部〕　(単位:円)

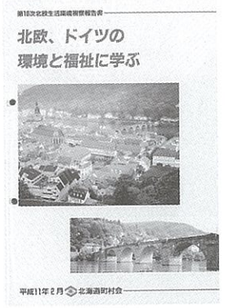
科　　目	予算額	決算額	増　減
交流事業助成費	8,000,000	6,850,000	1,150,000
管理費	8,495,000	7,781,819	713,181
人件費	7,177,000	6,898,949	278,051
事務費	980,000	544,870	435,130
退職手当積立金	338,000	338,000	0
予備費	1,482,425	0	1,482,425
当期支出合計（C）	17,977,425	14,631,819	3,345,606
当期収支差額 (A-C)	△ 2,491,425	903,802	△ 3,395,227
次期繰越収支差額 (B-C)	0	3,395,227	△ 3,395,227

平成10年度事業実績（基金助成状況）

区分	助成対象事業名（主催者）	実施時期	内容等（実施場所）
文化	エストニア少年合唱団北海道公演（日本・エストニア友好協会）	2月	国際的な演奏活動を展開している「エストニア少年合唱団」を招聘、道内3都市で公演を行い、国境のない合唱音楽を通じて、次世代を担う青少年の国際友好親善活動の進展を図った。（札幌市他）
	釧路町「世界のフォークフェスティバル・イン・ドラモンドヴィル」参加交流事業（釧路町日本太鼓保存会）	7月	カナダで開催された同フェスティバルへ参加、現地での公演会を通じて参加各チームと交流を深め、今後の国際交流のきっかけとなった。（カナダ）
	「札幌・サハリン文化交流」創立10周年記念公演（札幌国際親善の集い）	8月	サハリン市民・在留邦人宅へのホームビジットや、サハリン内2カ所で開催した日露両国の“文化交流の夕べ”により、現地の人々との親交を深めた。（サハリン）
	サハリン画家美術展（北海道北方博物館交流協会）	8月	ロシア・サハリン州の現代画家の作品を紹介し、ロシア・極東地方の博物館交流事業の一環として文化交流の一翼を担った。（札幌市）
	サハリン·マイノリティフォーラム'98への参加者派遣（サハリン·マイノリティフォーラム実行委員会）	9月	国境の枠を超えて多様な文化を認め 共存のあり方を探る本フォーラムには、アイヌ民族のほかロシア・中国・台湾・カナダの少数民族が参加、相互理解を深めることができた。（サハリン）
	ノルディックライト SAPPORO '98（財団法人 札幌国際プラザ）	10月	北欧諸国の豊かな芸術・文化の紹介を通じて相互理解及び交流を促進し、北の風土・特性を生かした北方圏交流の実現に貢献した。（札幌市）
	フィンランド・日本　芸術と経済プロジェクト1997～1998（「フィンランド月間」札幌実行委員会）	5月	「フィンランドの食文化～芸術と経済の協調～」、「フィンランド魂の風景画・ムーミン谷の冒険（美術展）」などの各種事業を通じて、フィンランドと日本・北海道の一層の友好と交流を深めた。（札幌市）
	ロシア・スラビヤンカ町文化交流事業（岩内・スラビヤンカ友好協会）	7月	スラビヤンカ町から民族舞踊のアンサンブル「ビクトリア」を招待し、ロシアの伝統文化の紹介と、相互理解による国際化の進展を図った。（岩内町）
	英国分権改革に関する講演・シンポジウム（分権改革シンポジウム実行委員会）	9月	大胆な分権改革が進められている最近の英国事情を学び、これからの北海道の分権改革の方向性を考える指針にするとともに、北方圏地域との交流促進の一助となった。（札幌市）
学術	北太平洋フォーラム '98　第10回北太平洋学術交流会議・北海道（北太平洋地域研究センター）	10月	北太平洋地域を対象とした本シンポジウムを通じて学術研究交流を深め、あわせて流動的な北太平洋地域の情勢に対する道民の理解を深め、国際感覚の醸成と向上に寄与した。（札幌市）
	第6回 平和に関する日ロシンポジウム（北見日ロ親善協会）	7～8月	1985年以来隔年で開催している本事業を 今年は北見市で開催し、平和に向けての各種事業の具体化について討議をした。（北見市）
	第14回 北方圏シンポジウム「オホーツク海と流氷」（北方圏国際シンポジウム実行委員会）	1月	本シンポジウム開催により、国内外の学術研究者による流氷と氷海に関する情報交換が行われ、氷海海洋開発及び地域の産業・文化の振興に寄与した。（紋別市）
	「北方圏共通種・ヒグマとの共生を考える集い」シンポジウムの開催（ヒグマの会）	2月	カナダ・アルバータ州からヒグマ保護管理の専門家を迎え、北方圏におけるヒグマとの共存のための課題を協議するシンポジウムを開催し、道民の ヒグマに対する関心の高揚をはかった。（江差町）
生活	海外都市生活環境調査派遣事業（北海道市長会）	10月	北方圏都市の行政組織や管理システム、生活環境の整備、都市の重点施策等を視点とする調査団を派遣した。（欧州・北米）
生活	女性による社会デザイン研究会特別講演（女性による社会デザイン研究会）	7月	女性問題に詳しいデンマーク在住の講師を招き、北海道の女性の自立した生き方や社会のあり方についての認識を深めたと同時に、デンマークに対する道民の関心を高めた。（札幌市）
	第10次 北欧生活環境視察（北海道町村会）	8～9月	本道と気候風土が類似する北方圏諸国の生活環境、産業、行政等を視察し、特色ある活力に満ちた地域振興対策立案に寄与した。（北欧）
親善	第2回　カナダの先住民族と交流する旅（とかちエテケカンパの会）	8月	日本のアイヌとシサム（和人）がカナダを訪問し、現地の先住民族との交流会を通じて世界中の諸民族間の相互理解・交流を深める第一歩となった。（カナダ）
	ロシア人向け観光PR紙作成事業（社団法人 釧路青年会議所）	10月	釧路を訪れるロシア人に対して、釧路をPRすると同時に気軽に散策やショッピングを楽しんでもらうための観光ガイドマップを作成した。（釧路市）
経済	平成10年度 外国人（サハリン）研修生受入事業（稚内商工会議所）	6～9月	市内の中小企業が外国人（サハリン）研修生を受入れ、各企業の持つ技術・技能等を修得させ、将来のサハリン・極東地域の経済活動の活性化と国際貢献につながった。（稚内市）
教育	第15回 北太平洋サケ学習国際交流事業（北海道サケ友の会）	3月	「サケ学習国際交流」を通じて、北方圏の生態系や自然環境を体験学習させ、他の国の文化や自然に関する考え方などの相互理解を深めた。（カナダ）
スポーツ	アンカレッジ少年野球交流事業（千歳・アンカレッジ友好協会）	8月	アンカレッジ市の少年野球チームを迎え、交流試合を通じて両市の子供たちの友好親善を深め、またホームステイやスタディツアーを通じて、多くの市民交流の機会を創出した。（千歳市）
福祉	ノルウェー障害者委員会招聘事業（社会福祉法人札幌協働福祉会 あいの里アクティビティセンター）	9月	ノルウェーの先進的な福祉の現状を紹介することにより、今後の北海道の福祉活動につながるものとなった。（札幌市）

【北方圏交流基金助成事業報告書から】

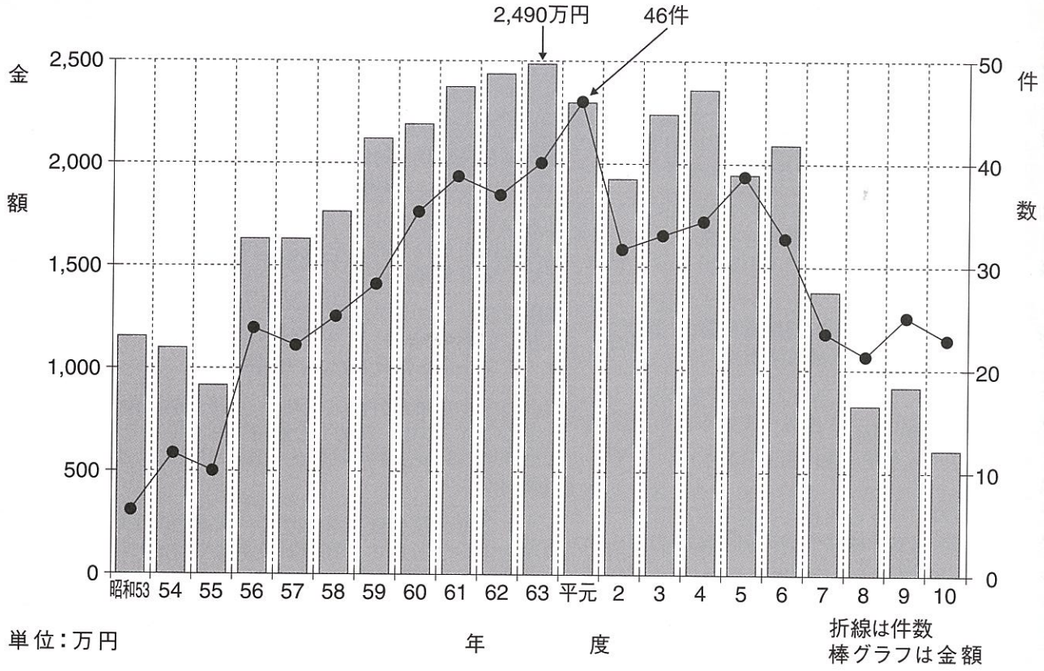




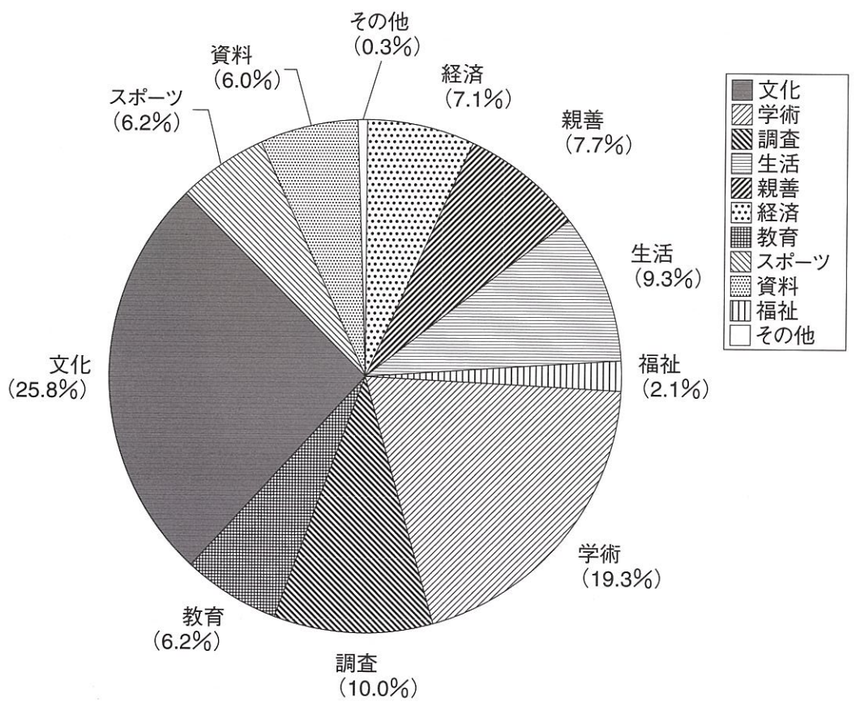


助成実績

(ⅰ)助成件数・金額推移表



(ⅱ)助成事業種類別内訳(総助成件数581件中に占める割合)



「財団法人北方圏交流基金」寄付行為

昭和53.7.24 外務大臣許可
昭和61.9.30 主務官庁の権限を外務大臣から北海道知事へ委譲
昭和62.7.30 北海道知事一部変更認可
平成11.6.21 〃 一部変更認可

第1章 総 則

(名 称) 第1条 この法人は、財団法人北方圏交流基金という。

(事務所) 第2条 この法人は、事務所を北海道札幌市中央区北3条西7丁目に置く。

(目 的) 第3条 この法人は、北方圏諸地域との生活・文化・学術などの交流事業を効率的に行い、相互理解と友好親善を促進するとともに、北海道をはじめ北方圏諸地域の生活文化の向上と福祉の増進に貢献し、相互の発展に資することを目的とする。

(事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、個人又は団体が行う次の事業に対して助成する。
(1) 北方圏の文化交流等の目的をもって行う人物の派遣及び招へい
(2) 北方圏の発展を目的とする調査・研究及び日本語の普及
(3) 北方圏の文化交流等を目的とする催しの実施
(4) 北海道の文化等を海外に紹介するための資料その他北方圏の文化交流等に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布
(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成) 第5条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。
(1) 財産目録に記載された財産
(2) 資産から生ずる収入
(3) 寄付金品
(4) 事業に伴う収入
(5) その他の収入

(資産の種別) 第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。
2 基本財産は、次の各号をもって構成する。
(1) 設立の際基本財産として指定された財産
(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理) 第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。
2 基本財産のうち、現金は郵便局若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限) 第8条 この法人の基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を経て、かつ、北海道知事の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁) 第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算) 第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会において出席理事3分の2以上の議決を経て、北海道知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算) 第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由による収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び収支決算）（会計年度）
第12条　この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後理事長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て理事会の承認を受け、資産の総額に変更が生じた場合には２週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、その会計年度終了後３箇月以内に北海道知事に報告しなければならない。
2　この財団は収支決算に剰余金があるときは、理事会は議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は、翌年度に繰越すものとする。
第13条　この法人の会計年度は、毎年４月１日から翌３月31日までとする。

第３章　役　　員　　等

（役　　員）
第14条　この法人に、次の役員を置く。
理事30名以上40名以内
監事２名以内
2　理事のうち、１名を理事長、１名を専務理事、１名を常務理事とする。
3　理事に変更を生じた場合には、２週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なく、その旨を北海道知事に届け出なければならない。
（役員の選任）
第15条　理事及び監事は、評議員会において選任するものとする。
2　理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
3　理事長及び監事は、相互に兼ねることができない。
（役員の職務）
第16条　理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。
2　専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
3　常務理事は、理事長、専務理事を補佐してこの法人の事務を分担処理する。
4　理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
5　監事は、民法第59条に定める職務を行う。
（役員の任期）
第17条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
（役員の解任）
第18条　理事長は、役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事総数の３分の２以上の議決を経て、その役員を解任することができる。
(1)　心身の故障のため、職務を執行の堪えられないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められたとき。
（役員の報酬）
第19条　役員は、有給とすることができる。
2　役員、評議員には費用を弁償することができる。
3　前２項の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
（評　議　員）
第20条　この法人に、評議員30名以内を置く。
2　評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。評議員は、役員を兼ねることができない。
3　評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議する。
4　評議員会は、理事長が必要と認めたとき召集する。
5　評議員会の議長は、評議員の互選により充てる。
6　評議員には、第17条（役員の任期）及び第18条（役員の解任）の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。
（顧　　問）
第21条　この法人に顧問若干人を置くことができる。
2　顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
3　顧問は、理事長の諮問に応じ、理事長に意見を述べることができる。
4　顧問の任期は２年とし、再任は妨げない。

第４章　理　　事　　会

（構　　成）
第22条　理事会は、理事をもって構成する。
（招　集　等）
第23条　理事会は、理事長が必要と認めたとき招集し、理事長がその議長となる。

2　理事長は、理事総会の３分の１以上から又は監事から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を開催しようとするときは、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって開催日の７日前までに理事に通知しなければならない。
（議決事項）
第24条　理事会においては、この寄付行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　事業計画及び収支予算
(2)　事業報告及び収支決算
(3)　その他の重要事項
2　前項第１号及び第２号の事項は、評議員会に付議した後これを議決するものとする。
（定足数等）
第25条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ議事を議決することができない。
2　理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（書面表決等）
第26条　理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その理事は、出席したものとみなす。
（議　事　録）
第27条　理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
2　議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席理事２名以上がこれに署名押印するものとする。
(1)　会議の目的である事項、日時及び場所
(2)　理事総数及び出席理事数
(3)　議事の経過の概要及びその結果
3　前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。
（規定の準用）
第28条　評議員会には、第23条３項（招集等）、第25条（定足数等）及び第26条（書面表決等）までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

第５章　事　　務　　局

（事　務　局）
第29条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2　事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章　寄付行為の変更及び解散

（寄付行為の変更）
第30条　この寄付行為は、理事会において、理事総数の４分の３以上の議決を経て、かつ、北海道知事の認可を受けなければ変更することができない。
（解　　散）
第31条　この法人は、理事会において、理事総数の４分の３以上の議決を経て、かつ、北海道知事の認可を得なければ、解散することができない。
（残余財産の処分）
第32条　この法人の解散のときに有する残余財産は、理事会において理事総数４分の３以上の議決を経て、かつ、北海道知事の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第７章　雑　　則

（細　　則）
第33条　この寄付行為の施行について必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。

年　報

'99年度版

発行年月　1999年7月

発行・編集　(社)北方圏センター
(財)北方圏交流基金

印　　刷　株式会社 須田製版

Northern Regions Center(NRC)
社団法人北方圏センター
〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目(道庁別館12階)
☎(011)221-7840　FAX(011)221-7845
E-mail アドレス　glpn@nrc.or.jp